

児童福祉論

子ども家庭福祉論への招待

兒童・家庭 福祉論



児童福祉から子ども家庭福祉

過去には、児童福祉 ⇒ 子ども福祉 ⇒ 子ども家庭福祉

児 → 児／未完成・未熟 (児玉・児玉)

童 → 徒う・徒属

子・供 (徒う)

子どもを取り巻く家庭・社会環境の変化

コロナで子どもの生活は

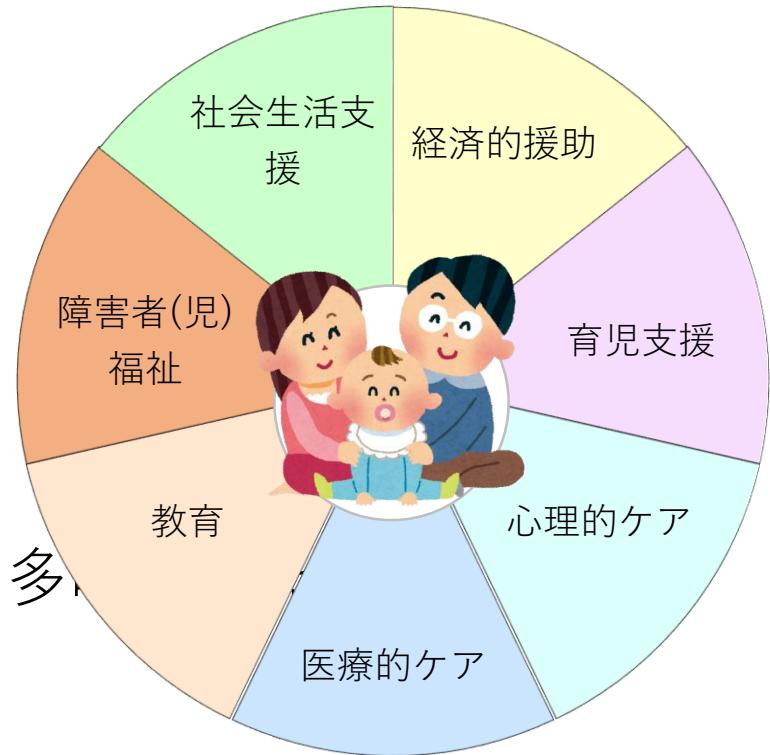
(ポイントは、親の生活状況)

貧困、格差、いじめ、虐待・・・

子ども家庭福祉領域のソーシャルワーク

家族を対象とした
包括的な
支援である

- ・含まれる領域は、極めて多

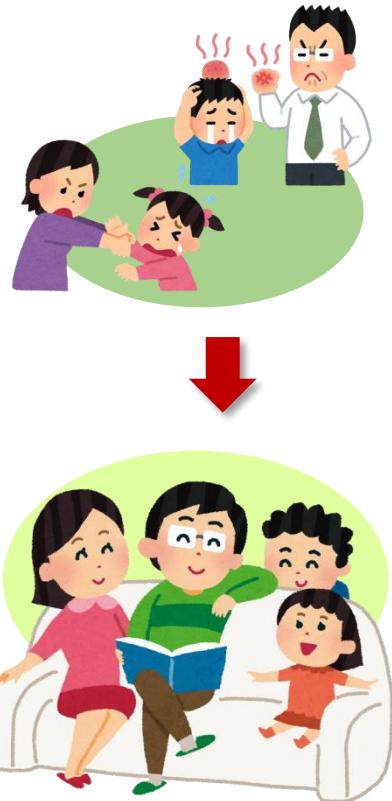


子ども家庭福祉のソーシャルワーク

子どもの健全な発達を目指し、
保護者も支援するものであり、

家族全体の ウェルビーイング

の向上を図る



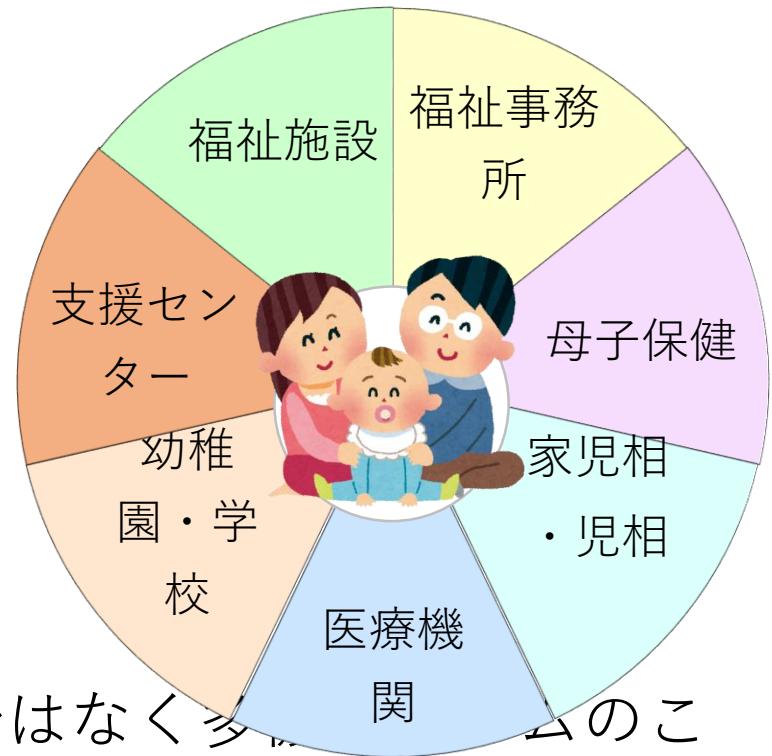
- ・国民の生命の安全を守り、さらに福祉の向上を図る
- ・“家庭分離で懲らしめる”という使命ではない

対応の特徴（例えば児童虐待）

多様な支援なので
チームで

提供することが必要

- 要対協とは会議のことではなくタスクのこと



チームの要件

- 複数の人や機関が各々の役割を持って、共通の目的を達成しようとするもの
 - 共有できる目標を持っている
 - それぞれの役割を果たしている
 - そして、連帯感でつながっている



アセスメントとカンファレンスが重要

子ども家庭福祉の現状

- ・コロナで子どもの生活は、どう変ったか、変わらなかったのか。
- ・学校が休校になったことで、子どもの日常はどう変わったか。
- ・子ども達の今が、将来どのように影響するのか。

児童虐待は増え続けている

令和元年度19万3780件で、前年度より3万3042件(21.2%)増え、過去最多を更新。

内訳は、心理的虐待109,118 (56.3%)、身体的虐待49,240 (25.4%)、ネグレクト33,345 (17.2%)、性的虐待1,731 (1.1%)。

経路別件数は、警察等、近隣知人、家族、学校等からが多くなっている。

国の新たな政策で虐待は防げるか

- 1 関係機関が連携すると防げるか。
- 2 児童福祉司の増員で防げるか。
- 3 児相に警察、弁護士を配置することで防げるか。

わが国の虐待の土壤

- 1 家族福祉が基本。
- 2 都市化。
- 3 児童虐待の専門家はどこにいる。

1章 子ども家庭福祉の実際

1節 子ども虐待

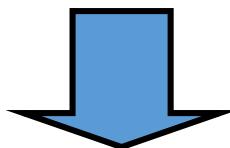


虐待であるかどうかの判断

あくまでも子どもの視点、子どもの立場に立って判断されるべきもの

「虐待」の定義

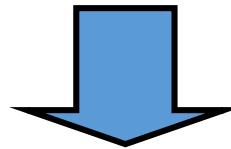
子ども自身が苦痛を感じているかどうか、また、その行為が子どもの成長・発達にとって有益とはなりえない行為と判断されるもの



**親の意図とは無関係
子ども側にとって有害な行為であれば虐待**

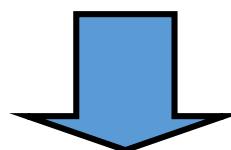
「法」の制定

これまで子ども虐待の定義について法的に決められたものがなかった子ども保護関係者(児童福祉関係者)の間で「法」の制定の求める声



2000年(H12)11月20日

「児童虐待の防止等に関する法律」が施行
虐待についての法的根拠が明確に



2004年(H16)10月1日

「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正
早期発見の努力義務と市町村が通告先に

Ⅱ 子ども虐待とそのタイプ

1 子ども虐待という言葉

チャイルド・アビューズ (child abuse)
→日本語訳で「子ども虐待」

体外暴力だけでなく、子どもの成長・発達にとって不適切な養育や拒否なども含む

最近アメリカやカナダでは「ネグレクト」(neglect)を強調して
言ったり「マルトリートメント」(maltreatment)という言葉
で虐待やネグレクトを表す傾向も見られる

Ⅱ 子ども虐待とそのタイプ

1 子ども虐待という言葉

「マルトリートメント」の定義

- (1)18歳未満の子どもに対する
- (2)大人、あるいは行為の適否に関する判断の可能な年齢の子ども(おおよそ15歳以上)による
- (3)身体的暴力、不当な扱い明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要などによって
- (4)明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態

児童相談所における子ども虐待相談対応件数

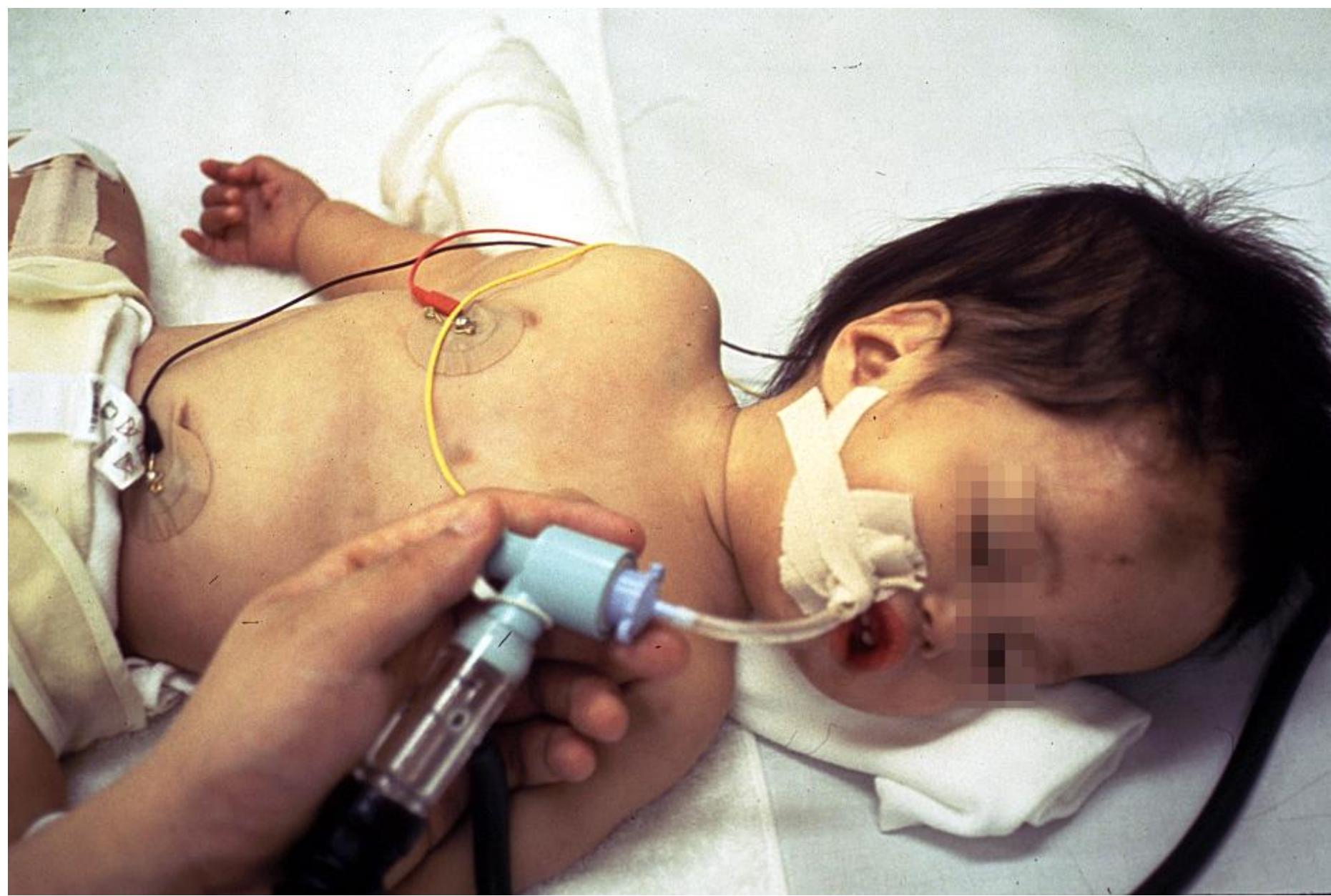
- 別表参照

なぜ虐待は増えるのか ～最近の児童虐待の傾向～

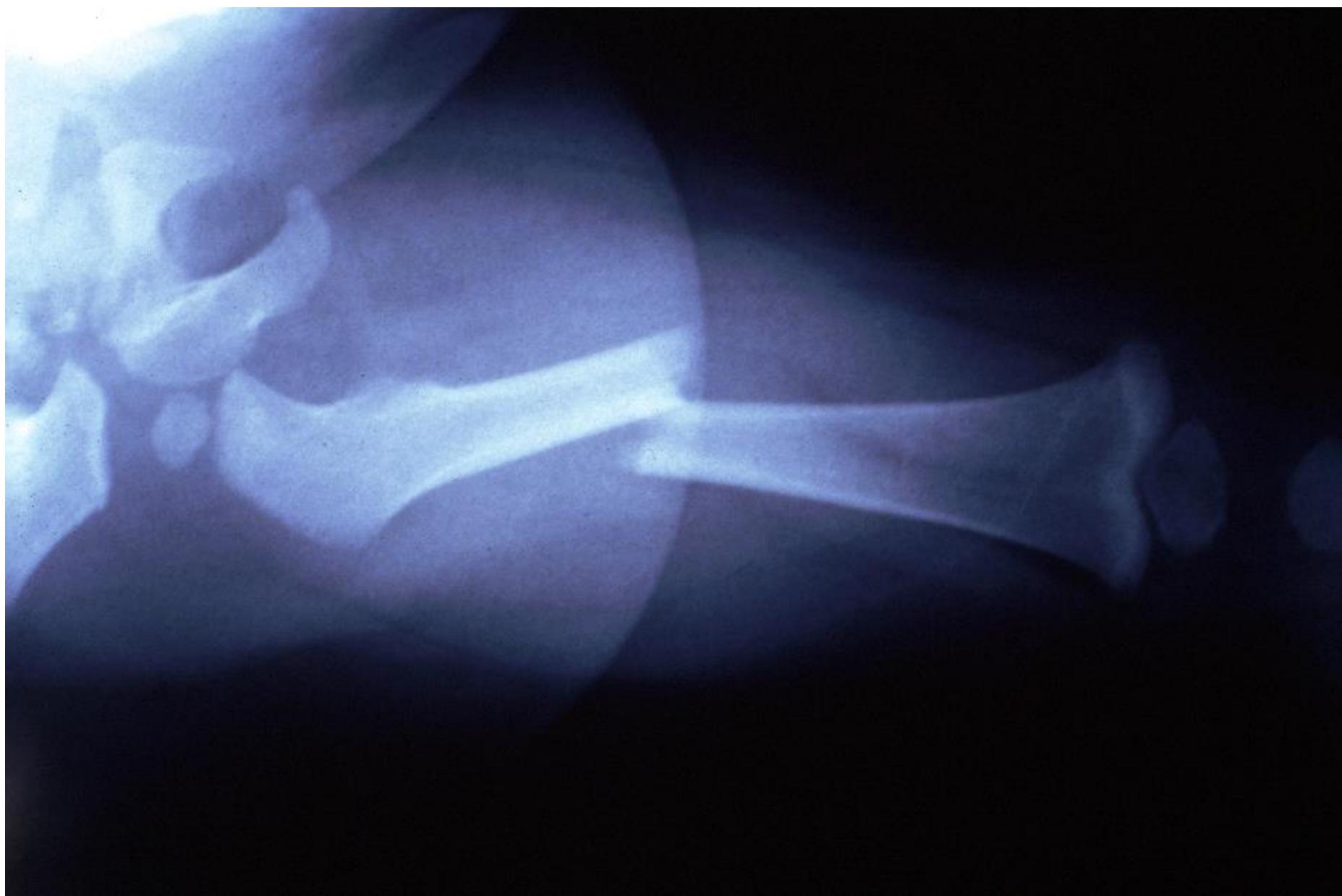
- ①虐待する親たち
- ②低年齢化
- ③重症化
- ④ストレスの発散
- ⑤虐待は第4の障がい





















① 虐待する親たちの背景には ～非正規雇用、経済格差が～

- ○非正規雇用の増加
- ○経済的困窮
- ○父母間の不和やDV
- ○ひとり親家庭の抱える困難
- ○保護者の精神疾患、精神不安定
- ○保護者のアルコール等への依存
- ○保護者または子どもの障がいや病気
- ○養縫親子関係・内縁親子関係
- ○外国にルーツを持つ家庭の抱える困難
- ○若年出産
- ○社会的孤立

⑤虐待は第4の障害

- 【虐待の影響】
- 児童虐待は子どもの心を破壊するだけでなく、脳にもダメージを与える。偏桃体が委縮するなど、脳の機能に障害を与える。そのことで感情のコントロールができない、イライラするなどの症状が表れる。
- 反応性愛着障害
- 自分は必要ない、誰も自分をわかってくれないと自暴自棄になる。
- コミュニケーション障害
- 話しても理解できない。言葉が通じない。

1. 児童虐待とは何か

☆虐待とは、家庭内の大人から子どもへの不適切な「力の行使」
(文部科学省「児童虐待防止と学校」)

☆虐待か否かは、「保護者の意図の如何によらず、
子どもの立場から、子どもの安全と健全な育成
が図られているかどうかに着目して判断する。」
(厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」)

※ 「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育
をする
権利を有し、義務を負う。」
(民法第820条 (平成23年改正))

これって虐待？

(1) 40の事例

あなたの虐待感覚は

(2) 虐待としつけの違いは。

(2) 見極めのポイントは

あなたの虐待度チェック

これって虐待

1. 子どもの前でタバコを吸う
2. 子どもが悪いことをしたので叩いた
3. 親が酒に酔って子どもをしかる
4. 子どもが悪いことをした時は、罰として食事をぬく
5. 罰として、子どもの頭髪を短くする
6. 幼児だけを家に残して留守番をさせて買い物に出かける
7. 子どもが話し掛けても無視して答えない
8. 子どもに「あんたなんか生まなければよかつた」と話す
9. 家出した子どもが帰ってきても、家に入れない
10. 罰として、テレビに長時間正座させる

- 1 1. 乳幼児が抱っこを求めても抱っこしない
- 1 2. 夜、幼児を寝かしつけてから夫婦で出かける
- 1 3. 夫婦喧嘩を子どもの前でする
- 1 4. 子どもに「あなたは橋の下から拾ってきた子どもよ」と言う
- 1 5. 子どもが嫌がっているのにピアノ塾に通わせる
- 1 6. 罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる
- 1 7. 子どもの高熱を座薬によって下げて、保育所に連れて行く
- 1 8. 親が離婚のことを子どもに説明しないで離婚する
- 1 9. あなたも早く一郎君のようにトイレが自立できるよう頑張りなさい。
- 2 0. クラスの子どもたちの前で教師が「あなたはうるさい子ね」と叱る。
- 2 1. 親が不機嫌な態度や表情を示す。
- 2 2. 教師が大きな声で子どもを怒鳴る。
- 2 3. 親が子どもの前で八つ当たりをする。

24. 「そんなことをすると鬼に食べられるから」と子どもを脅す。

25. 「あなたのせいでみんな困っているのよ」と話す。

26. 「勝手にしなさい」と子どもを突き放す。

27. 罰を与えるために子どもを暗い部屋に閉じ込める。

28. 学習している子どもに「あなたはこれもできないの」という。

29. 親が病気を苦にして自殺する。

30. 親が自分の信仰から子どもの医療を拒否する。

31. 親の趣味から子どもにピアスをさせる。

32. 親の都合で子どもの幼稚園行事を休ませる。

。

児童虐待とは

- 親または親に代わる養育者によって、子どもの人権を侵害する行為で、子どもが望まない行為
 - 長期・慢性に継続し、子どもの心身に外傷を与える行為
 - 親または親に代わる養育者の意図とは関係がない
- ポイントは、**安心・自信・自由**が脅かされていないか

虐待は子どもの心を破壊し、その未来も破壊する

- ・児童虐待は、子どもが
 - ① 「**安心**」できない
 - ② 「**自信**」をもてない
 - ③ 自分で考えて選ぶ「**自由**」がない状態を指す。これらは子どもの人権に対する侵害 → **児童虐待**
- ・子どもは自分の力だけでは成長発達できない。環境を選ぶことも出来ない。子どもを守るのは親、社会の義務。

しつけと虐待

「しつけ」とは？

基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身につけるよう働きかけること。これは子どもの発達や理解度に配慮しながらしていくもの。

○保護者にとって「しつけ」のつもりでも、子どもの心身の成長や人格形成など有害な影響を与える行為は「虐待」になる。

※ しつけと虐待の違い

「しつけ」

何をしたらほめられ、何をしたら叱られるのか、子どもにも理解でき、予測できる

「虐待」

大人の気分や、理解しがたい理由で罰せられる

(文部科学省「児童虐待防止と学校」)

身体的虐待

【影響】

身体的なショックを受けるため、恐怖感が根強く残り、強い刺激に対する脅え、感覚の麻痺、過覚醒による緊張状態、フラッシュバックが起こる可能性がある。

- 夜尿遺尿 ○激しいかんしゃく ○引きこもり
- 反抗 ○暴力 ○脅迫的行動 ○過度の警戒心
- 多動 ○生活を楽しむ能力の低下
- 低い自己評価 などがみられる。

ネグレクト(養育の放棄・怠慢)

【影響】

愛情剥奪による養育不全で正常な成長、発達が阻害される。また、強い愛情や甘えを表現し、愛情を求めてみたり、反発して距離を置こうとしたりするなどの行動を繰り返す。

○感情の極端な抑制 ○他者に共感する能力の低下

○暴力 ○非行 ○多動 ○頑固

○一般の知能能力の低下(認知的刺激の欠如による)

などがみられる

心理的虐待

【影響】

自尊感情の欠如が生じ、その反動としての怒り、恨みを根強くもつ。自分が傷つけられた言葉を他者に使用し傷つけたりもする。

- 自己評価の低下（愛されていない、価値がないと思う） ○自己破壊行動（自傷） ○抑うつ
- 他者の顔色をうかがう ○激しい怒り ○憎悪
- 攻撃性 ○孤立しやすい ○不安や恐怖
- 多動 ○衝撃性 がみられる

性的虐待

【影響】

自分にも責任があるという罪悪感を持っており、話すこと
に恐怖を覚える。自尊感情が阻害され「自分は汚い、価値が
ない、どうなってもよい」という自虐的な感情になりやすい
。同年齢の子どもの中で自分は別の存在だと思い、孤立無援
感をもつ。

- 恐怖 ○不安 ○憎悪 ○怒り ○抑うつ
- 学校での適応困難 ○家出や非行
- 集中力の低下 ○空想に浸ることの増加
- 身体への過度の関心 ○不適切な性行動
- 身体症状の訴えの増加などかい離症状を呈すること
が多い

性的虐待の特徴

声を上げられない → より深刻

心のダメージが大きい → 希望を失う、恋愛・結婚否定

自分を責める → あなたは悪くないと言い続ける。被害者だ

社会の偏見 → 不名誉なこと。さらに自分が傷つく

最近のニュースから

～5歳少女の虐待死～

離婚、再婚の犠牲となってしまった結愛ちゃん

- 結愛ちゃんは母親の優里容疑者と前夫との間にできた子どもでした。結愛ちゃんは、夫婦の離婚に伴って母親に引き取られ、雄大容疑者との再婚によって運命が大きく変わってしまいました。優里容疑者と雄大容疑者との間に長男が誕生してから結愛ちゃんへの虐待が始まったという。

最初の虐待通報

- 一番最初に児童相談所に連絡がいったのは2016年の8月のことだった。そのころの結愛ちゃんは父親からの怒鳴り声や、母親の金切り声を受け、浴室で水をぶちまけられていた。そんな音が聞こえたため、地域住民は録音をして通報をしたが現状は変わらなかった。

クリスマスの夜に裸足で 外に放置

- 2016年のクリスマスに当時の自宅のアパートの外で少女がうずくまっているのを近隣住民が発見。少女は裸足でパジャマ姿だったうえに唇と耳にケガを負っているのを確認され。その後、児童相談所が一時保護する形となった。

2度目の一時保護

- 雄大容疑者が「もう殴らない」と約束して2017年の2月に一時保護が解除された結愛ちゃんであったが、翌月の3月に警察官が自宅付近でケガをした結愛ちゃんを発見。児童相談所が2度目の一時保護を行う。

見送られた一時保護

- 2度目の一時保護が解除された1か月後の8月末、今度は病院が結愛ちゃんの体のあざを見つけて、児童相談所に通報した。結愛ちゃんは「パパにされた。ママも見てた。」と訴えたが、優里容疑者が「知らない。」と答えたため、保護は見送られた。

エスカレートする虐待

- その後も結愛ちゃんへの虐待は続くばかりかさらにエスカレートしていき、雄大容疑者に顔を何度も殴られて、結果的には寝たきり状態となり、嘔吐を繰り返すほど衰弱してしまった。そして結愛ちゃんは3月2日に亡くなった。

<SOSは何度も出されていた>

2016年

8月～9月

- ・近所の方から通報があり2度家庭訪問したが会えず。

12月25日

- ・外でうずくまっているのが見つかり怪我を確認したのち児相が一時保護。

2017年

2月

- ・一時保護解除。父親を書類送検。

3月19日

- ・警察が保護。怪我を確認し2度目の一時保護。

4～5月

- ・施設入所を断る。父親が書類送検（不起訴）

8月～9月

- ・病院がけがを確認し通報。（2回）

2018年

1月4日、23日

- ・香川から品川の児相に引き継ぐ。目黒区で生活。

2月9日

- ・品川の児相が家庭訪問したが、結愛ちゃんに会えず。

2月末

- ・父親が結愛ちゃんの顔面を殴った疑い。

3月2日

- ・搬送先の病院で死亡。

きなかったのか

れるとして全国の児相
575件。
亡くなった子供は408人。
とのある子供だった。

警察、児童相談所は
なぜ救うことができなかつたのか

08～15年度の8年間で心中以外で
亡くなった子どもは408人。
うち4人に1人は児相が関わったこ
とのある子どもだった。

どの段階で警察へ連絡するかなどの基準は自治体によってまちまちだ。自治体職員は「子どもを長い期間見守るために、**親との信頼関係**を築くのが大切。

警察と訪問した途端、態度を硬くする親も多い」と話す。

都内のある児相では、親が子どもと会わせることを拒否したため警察に協力してもらい立ち入り女児を保護したという例もある。茨城県や愛知県では、児相が把握したすべての虐待情報を警察と共有している。

子どもへの虐待防止に取り組むNPO法人は「**今回は、親に拒否された時点で警察に連絡し、安全を確認しなければならないケースだった。**

児相だけで情報を抱え込んで判断するのではなく、関係機関と連帯して対応にあたるべきだ」と話す。

結愛ちゃんのノートの一部

- もうおねがい ゆるして ゆるしてください
い おねがいします
- これまでどれだけあほみたいにあそんでいたか あそぶってあほみたいなことやめるので もうぜつたいぜつたいやらないから
ね ぜつたいぜつたいやくそくします

ノートから感じること

- このノートから当時5歳の結愛ちゃんが、どれだけ精神的に肉体的に厳しい状況におかれていたか想像できます。遊ぶことを禁じられ、虐待し続けられたことによって追いつめられて行った状況が推察される。そばに助けてくれる大人の存在を感じることなく、日常的に虐待が繰り返され追いつめられ、死んでいった無念は想像に余りある悲劇である。どんな親でも子どもにとっては、良好な関係を維持しないと生きるすべ失うということ、死に至ること。虐待の恐ろしさが身に染みてわかるメッセージである。

虐待死事例から学ぶ主な対応のポイント ～国の虐待死事例の検証結果より

- ① 必ず家庭訪問をする。
- ② 受傷不明の乳幼児だけがは原則保護。
- ③ 保護者の反省の言葉はあてにならない。
- ④ 転居の場合における情報の共有を。
- ⑤ 母子健康手帳交付時は、要支援を発見する
チャンス （専門職による面接）
- ⑥ 「見守り」は文書で依頼。
- ⑦ 健診の場では、子どもの健康状態だけでは
なく、保護者の生活状態や養育状況も視野に。

- ⑧ 健診等の場では、他のきょうだいへの目配りを。
- ⑨ 乳幼児健診を医療機関に委託している場合、母子保健部局との連携が不十分になりがち。
- ⑩ 複数機関で異なる見地からリスクアセスメントを行うことが重要。
- ⑪ 機関連携においては、必ず主担機関を明確に。
- ⑫ 家庭復帰に際しては、必ず地域のセイフティ・ネットの整備を。

IV 子ども虐待の発生とその対処法

1 子ども虐待の発生要因

1) 親の成育歴の問題

虐待する親の中には親の中には、親自身が虐待を受けて育ってきた場合が多いとされる

2) 家庭の状況

3) 社会からの孤立

4) 子ども自身の問題

5) 親と子どもの関係

1 虐待に気づくために

(1)子どもの様子

- ①内出血によるあざが見られる
- ②身長が異常に低い
- ③攻撃的、乱暴な行動が見られる
- ④服装、顔、髪の毛、手足などが極端に不潔である
- ⑤親の顔色をうかがう態度が見られたり、親と顔をあわせず、沈んだ様子で下を向いていたりする
- ⑥表情が乏しい
- ⑦態度がおどおどしている
- ⑧言葉使いや態度があまりに丁寧である(子どもらしさが見られない)
- ⑨親が別室に行くと、表情が晴れやかになる
- ⑩性的なことに過度の関心がある
- ⑪変なことをされたという
- ⑫自殺を企てる
- ⑬男性を嫌がる
- ⑭性的逸脱行動が見られる

(2)親の様子

- ①子どもへの態度や言葉が拒否的である
- ②子どもをしおりつちゅう叩いていると言う
- ③子どもがなつかないという
- ④育児についての常識がない、育児の知識が偏っている
- ⑤子どもの過食を訴える
- ⑥子どもが抱かれようとしていても。抱き上げない
- ⑦他のきょうだいに比べて、「この子はかわいくない」と言う
- ⑧孤立している状態がうかがえる
- ⑨うつ状態にある

まず、市町村・児童相談所に通告
子どもを心身の危険から守ることが必要
虐待を受けた子どもは、生命や身体の危険だけでなく、
精神的な障害を残す危険がある
地域の福祉事務所や児童委員に相談しても良い

3

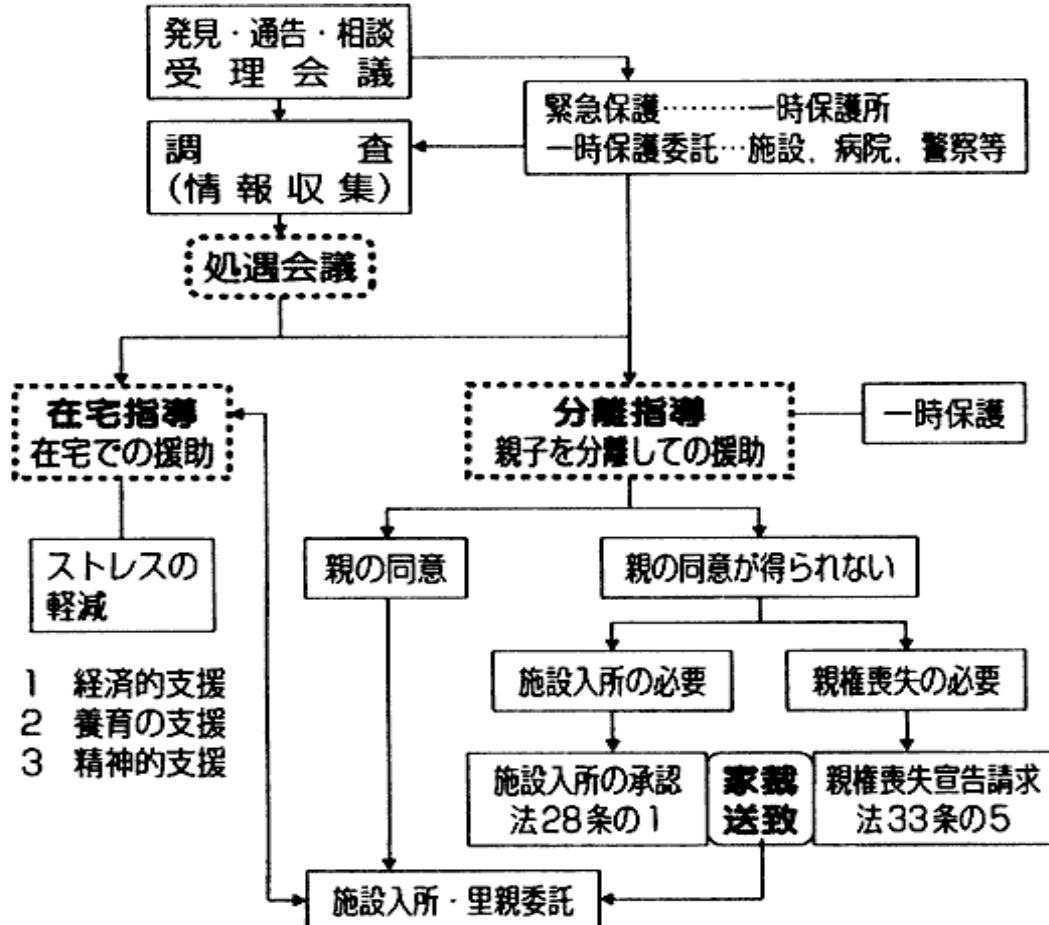


図1-2 児童相談所における発見から援助のシステム

- 1) 情報収集
- 2) 子どもの安全確保
必要な場合は、入院や児童相談所の一時的保護
- 3) 今後の対応の判断
児童相談所は親と子を長期に渡って分離するか判断
- 4) 分離の必要がある場合
- 5) 分離の必要がない場合

児童相談所の行う援助は、在宅指導・一時保護、保護者の同意による施設入所、家庭裁判所の同意による施設入所、親権喪失の申し立てなどがある。

在宅指導は緊急な状態でない限り、子どもを家庭から引き離さずに、児童福祉司(ソーシャルワーカー)などが親子関係の調整や子どもとその親を対象とした家族指導を行う。これらの業務を地域の児童委員等に委託する場合もある。

地域におけるセーフティーネットワークづくりが、子ども虐待を予防する上で重要

児童相談所の児童福祉司、保健師、家庭相談員、児童委員、主任児童委員、保育所の保育士、小中学校の教師、児童養護施設の児童指導員・保育士、弁護士らが相互に十分なコミュニケーションをもちながら、子どもの家庭環境に応じたネットワークをつくり、児童を見守っていくことが必要

2節 法的対応と手続き



I 児童福祉法関連

1 虐待発見者の通告義務・守秘義務

1) 通告義務

児童福祉法第25条

「保護者のない児童または保護者に監護させることが不適当であると認める児童を発見したものは、これを福祉事務所若しくは児童相談所に報告しなければならない」

→全ての国民に虐待などの通告義務があるとされている

2) 守秘義務

個人のプライバシーの権利を守るために、正当な理由なく職務上知りえた個人の情報を漏らしてはならない。

2 親子の分離と親権

親権は本来子どもの養育に責任を持つ親の義務を意味するものであり、子どもを市外、虐待する権利ではない
つまり子どもの成長にふさわしくない形で親権を主張しようとする親に対しては法が介入して子どもを守る必要がある
親子を分離する場合は、短期分離(一時保護)と長期分離(施設入所、里親委託)がある。

1) 一時保護

児童福祉法第33条のもとづき虐待されている子どもを児童相談所が保護する手続き

親の同意がなくても職権で行うことができる

2) 施設入所

虐待されている子どもを**乳児院**や**児童養護施設**などに入所させる方法

親がこの措置に同意しない場合は、児童福祉法第28条にもとづく家庭裁判所の承認審判が必要

承認されれば親の同意がなくとも子どもを施設に入所させることができる

3) 親権の停止・喪失

児童福祉法第33条の6にもとづき家庭裁判所へ申し立てを行い、**親権喪失審判**、**親権の一時執行停止決定**などの手続きを経て、親権者としての資格を剥奪したり、緊急停止する方法もある

4) その他 の方法

子どもの両親が離婚している場合、片方の親に養育の意思がある場合は親権者変更を申し立てる方法、養親が虐待している場合は離縁を申し立てる方法もある

Ⅱ 児童虐待の防止等に関する法律

1 児童虐待防止法の成立(2000年)

2000年11月20日「児童虐待の防止等に関する法律」施行。

1997年に児童福祉法の改正が行われたが、子ども虐待に関してはほとんど手を着けられず問題が先送りにされた。

2 新法の内容

1) 虐待の定義と禁止

今回の新法では子ども虐待を以下のように定義している

- (一) 児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。
- (二) 児童にわいせつな行為をすることまたは児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (三) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置その他保護者としての監護を著しく怠ること。
- (四) 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

新法はこれまで広く使われてきた虐待の4分類(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待)

2) 国や地方公共団体の責務

関連機関および民間団体の連携強化などを含む体制整備、職員の人材確保と資質向上を目的とした研修等、子ども虐待が子どもに与える影響や**通告義務**等についての啓発活動が規定された。

3) 発見と通告

児童福祉施設職員、医療関係者や学校関係者など、これらの職種の人々に特別の通告義務を負わせることは避け、早期発見に努める努力を負わせることにした。

改正法ではこれらの者が所属する団体についても、早期発見の努力義務等が課せられることになった。

4) 立入調査

「児童虐待が行われている恐れがあると認めたときは」とし、28条の措置とは関係なく行使できることを明らかにした。

5) 警察の援助

児童相談所は、子どもの安全を確認するときや子どもを一時保護するとき、立ち入り調査の際に、警察署長に対して必要な援助を求めることができるとされた。

6) 保護者に対する指導・勧告

親子分離をしても、虐待を行っていた親が変わらなければ再統合は困難である。そこで保護者への指導処置がとられた場合には、保護者は指導を受けなければならない。受けない時は勧告をする。

7) 面会通信の制限

児童福祉法第28条の承認により施設に入所した場合、児童相談所と施設長は、保護者の面会通信を制限することができると定められた。改正法では、同意入所した場合でも対応できることが盛り込まれた。

8) 親権行使の配慮

親権は子の監護教育のために認められていることから、親権者は親権の濫用をしてはならないとされている。

「しつけ」といえども虐待にいたる行為は許されない。

9) 親権喪失宣言制度の活用

新法は親権喪失宣言制度の「適切な運用」を義務づけ、特に申し立て権者である児童相談所長や検察官にこの制度の活用を求めた。

10) 児童福祉司及び児童相談所長の資格

現行児童福祉法では児童福祉司の任用資格として、大学で心理学科などを卒業したものや医師などのほか、それらに「準ずる者」定められてきた。

新法では「準ずる者」規定に代え「前各号に掲げるものと同等以上の能力を有すると認められるものであって、厚生労働省令で定めるもの」とした。

11) 一時保護の期間制限

これまで法律上の一時保護の期間制限はなく、運用で1ヶ月程度とされてきたが、原則2ヶ月という制限が付された。しかし、必要があれば延長できるので、それほど厳格な規定ではない。

12) 児童福祉施設の最低基準等

児童福祉法第45条は、厚生労働大臣は児童福祉施設や里親について最低基準を定めなければならず、児童福祉施設や里親はその最低基準を遵守しなければならないと規定している。

学習のまとめ

- 子ども虐待のタイプ、虐待の発生要因と対策について整理する
- 児童相談所と関係機関の役割について整理する

2章 子ども家庭福祉の発展

子どもの人権

1節 子ども家庭福祉理念の発展

I 子どもの権利

1. 児童憲章 1951(昭和26)年5月5日制定

- ・わが国初の子どもの権利に関する宣言
- ・前文及び12の条文で構成
- ・日本の児童福祉の理念として、子どもに与えられるべき道義的規範が示されている

2. 子どもの権利保障の歩み

子ども期の特徴

- ①子どもは**非主張者**である
- ②子どもは**非生産者**である(他者に依存して生きなければならない)



弱者である子どもの立場・特徴を、大人の側が理解・認識し、子どもの権利を尊重する考えが生まれた

○子どもの権利について世界の流れ

20世紀初頭

スウェーデンの女流思想家E. ケイが、20世紀を「児童の世紀」とすることを主張

1909(明治42)年	アメリカ	「第1回ホワイトハウス会議」
1922(大正11)年	ドイツ イギリス	「児童法」制定 「世界児童憲章草案」(児童救済基金団体)
1924(大正13)年	国際連盟	「児童権利宣言(ジュネーブ宣言)」
1948(昭和23)年	国連総会	「世界人権宣言」
1959(昭和34)年	国連総会	「児童の権利に関する宣言」
1978(昭和53)年	ポーランドから国連人権委員会に	「子どもの権利に関する条約」草案提出
1979(昭和54)年	国連	「国際児童年」
1989(平成元)年	国連総会	「子どもの権利に関する条約」 (「児童の権利に関する宣言」採択30周年記念日、11月20日)
1990(平成2)年	国連	「子どものための世界サミット」(ニューヨーク国連本部)
1994(平成6)年	国連	「国際家族年」

日本の流れ

1947(昭和22)年	「児童福祉法」制定
1951(昭和26)年	「児童憲章」採択

3. 児童の権利に関するジュネーブ宣言(1924. 9. 26国際連盟総会)

各国の男女は、人類に対して最善の努力を尽くさねばならぬ義務のあることを認め、人種、国籍、信条の如何を一切問わず、次のことを、その責任なりと宣言し承認する
(前文)

4. 受動的権利と能動的権利

受容的権利

子どもは受け身の存在
権利の保障は、育てる側の意識や自覚にかかる



子どもが権利受容の主体

能動的権利

子どもの権利が尊重、保障される



子どもが権利の主体

II 子どもの権利に関する条約

1. 条約制定の意義

「子どもの権利に関する条約」 1989(平成元)年国連総会にて採択

対象: 18歳未満のすべての子ども

目標: 子どもの人としての権利や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を促進すること

1959年の「児童の権利に関する宣言」を採択して30年目に採択された

○その他の重要事項

1966年 「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」(社会権規約:A規約)

「市民的および政治的件に関する国際規約」(自由権規約:B規約)

1979年 「国際児童年」

2. 条約の内容

合計54条から構成

3部構成

第1部 子どもの権利に関する具体的規定(第1条から41条)

第2部 実施にかかる手続き規定(第42条から45条)

第3部 署名・批准等にかかる手続き規定(第46条から54条)

3. 条約がわが国におよぼした影響

1993(平成5)年 「子どもの未来21プラン研究会報告書」

条約の主旨を重視した提言

1997(平成9)年 児童福祉法の改正

・子どもの最善の利益

・子どもの意見表明権の尊重

親権の考え方

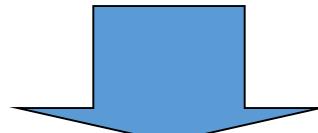
- 2011年民法改正では・・・
- 「親権を行う者は、**子の利益のために**子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」
- 親権を行う者は、**子の利益のために**行われる子の監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。

2節 児童福祉の理念

Ⅱ 児童福祉の意味と範囲

○今までの児童福祉行政は…

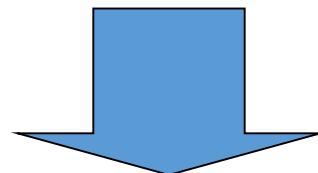
- ・親が責任を持つ
- ・問題が起こった時に行政処分という形で子どもを保護



対応が遅れる
最悪、子どもが死亡するケースも…

○今、児童福祉に求められているものは…

ウェルフェア(welfare)

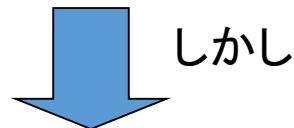


ウェルビーイング(well-being)

○子どもの権利擁護について

伝統的に消極的な対応

1993(平成5)年



しかし

「子ども未来21プラン研究会報告書」が公表
多様な形で整備されつつある

(具体例)

神奈川県子ども人権相談事業(1998年度スタート)

千葉県では「子ども権利ノート」を作成、配布など

II 法令からみた児童福祉の理念

1. 日本国憲法の示す権利と児童福祉の理念

第13条	個人の平等
第14条第1項	法の下の平等
第25条	国民の生存権、国の保障義務
第26条	教育を受ける権利、受けさせる義務

2. 児童憲章の示す理念

われわれは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は社会の一員として重んぜられる。

児童はよい環境のなかで育てられる。 (前文)

3. 児童福祉法の示す理念

第1条 児童福祉の理念

第2条 児童育成の理念

第3条 原理の尊重

児童福祉法の対象

児童: 18歳に満たない者

乳児: 満1歳に満たない者

幼児: 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

少年: 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

4. 社会福祉法に示す理念

第3条 福祉サービスの基本理念

5. 教育基本法、世界人権宣言の示す教育の理念

教育基本法

第1条 教育の目的

世界人権宣言

第26条 教育を受ける権利

6. 児童福祉施設最低基準の示す理念

第2条 最低基準の目的

伝統的な「児童福祉」と新たな「子ども家庭福祉」

項目	児童福祉	子ども家庭福祉
概念	ウェルフェア 児童の保護	ウェルビーイング(人権の尊重・自己実現) 子どもの最善の利益 自己見解表明権 自立支援 エンパワーメント ノーマライゼーション
子ども観	私物的我が子觀	社会的我が子觀
対象	児童	子ども、子育て家族
サービス提供のスタンス	供給サイド中心	自立支援サービス 利用者サイドの権利の尊重
モデル	病気モデル 救貧的・慈善的・恩恵的(最低生活保障)	健康モデル 権利保障(市民権の保障)
性格・特徴	事後処理的	事後処理的 予防・促進・啓発・教育(重度化・深刻化を防ぐ)
	行政処分・措置	行政処分・措置(個人の権利保障を担保) 利用契約
	施設入所中心	施設入所・通所・在宅サービスとのコンビネーション ケースマネジメントの導入 セーフティーネットワーク(安全網)
職員	児童福祉司・心理判定員・児童指導員 教護・教母・保母・児童厚生員・母子相談員・家庭相談員 等 児童委員・主任児童委員・メンタルフレンド など	児童福祉司・心理判定員・児童指導員・児童自立専門員・ 児童生活支援員・保育士・児童の遊びを指導する者・ 母子相談員・家庭相談員・医師・弁護士・保健師・助産師・ 看護師・教師などの他領域の専門職の連携 児童委員・主任児童委員・メンタルフレンド・ホームフレンド
費用	無料・応能負担	無料・応能負担・応益性の強まり
対応	相談が中心	相談・トリートメント・家族療法等
権利擁護	消極的	積極的 子どもの権利擁護サービス(救済・代弁・調整) 子どもの権利・義務ノートの配布 ケア基準のガイドライン化 子ども虐待防止の手引き

第3節 児童福祉の歩み

I 日本の児童福祉の歴史

1. 明治維新以前の児童保護

- 最初の児童救済事業(仏教思想の慈悲を背景)

聖徳太子の四箇院(施薬・療病・悲田・敬田)

悲田院 :孤児、捨て子の収容保護

- 封建社会

子ども=単なる労働力や商品(独立した存在として認められない)

キリスト教の宣教師たち —→ 救済施設等の設置による孤児・捨て子の救済

- 江戸時代

農民の生活は困窮 —→ 堕胎・間引き・捨て子などの育児制限



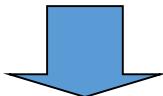
働き手や人口の減少

幕府…相互扶助機能回復のための施策

2. 明治維新から第2次世界大戦終了までの児童保護

1) 明治時代の児童保護

資本主義の発達



- ・労働者層全体の窮乏化
 - ・社会不安の増大
 - ・貧困問題
- など
- 社会問題が深刻化

○明治時代における救貧制度の代表的なもの

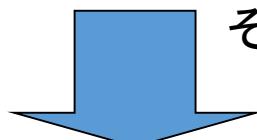
1874(明治7)年 「恤救規則」

・親族相救、隣保相扶による救済を前提

・対象(極めて制限)

扶養、養育する者が誰もいない者、さらに独身で廃疾、70歳以上、重病等で極貧の者
13歳以下の孤児

そのため



恤救規則による救済は不十分！！

○多くの篤志者による、慈善的、博愛事業が生まれた

・石井十次 岡山孤児院 (孤児、棄児のための施設)
無制限収容主義を唱える
小舎制の採用
里親委託の導入など

・留岡幸助 家庭学校 (非行・犯罪の子どものための施設)
感化教育事業の必要性を唱える
この活動が契機となり、1900年(明治33)年、感化法が成立

・石井亮一 滝乃川学園 (知的障害児の保護)

1917(大正6) 年 国立感化院令により国立武藏野学院の設置
1923(大正12)年 盲学校及び聾啞学校令が制定

2) 大正から第2次世界大戦終了までの児童保護

日清戦争、日露戦争、第1次世界大戦



資本主義の著しい発展

しかし

多くの失業者・貧困者の出現

さらに

1918(大正7) 年 米騒動

1923(大正12)年 関東大震災

1929(昭和4) 年 世界恐慌 など

} 不安定な社会

貧困ゆえの

- 児童の長時間労働
- 欠食児童
- 子女の身売り
- 親子心中 などが絶えなかった

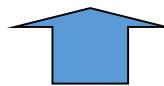
○この時期の児童保護

- 1911(明治44)年 **工場法** (施行は5年後の1916年)
・12歳未満の者の使用禁止
・15歳未満の者の15時間労働及び深夜業の禁止
- 1922(大正11)年 **少年法および矯正院法**
- 1929(昭和4) 年 **救護法** (施行は1932年)
対象:65歳以上の老人
13歳以下の幼者
妊産婦・病人 } 制限的
- 1933(昭和8) 年 **児童虐待防止法**
少年救護法 (感化法より改正)
- 1937(昭和12)年 **母子保護法**

3. 戦後の児童福祉の展開

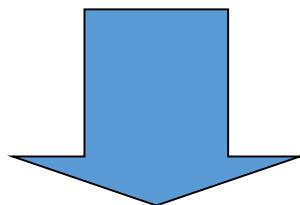
1) 戦後の混乱期

戦災孤児・引き揚げ孤児など ——> 巷にあふれる



子どもたちの保護が戦後児童保護政策のスタート

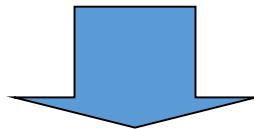
新しい時代の社会の担い手である子どもの健全育成を図るため
長期的な見通しに立った根本的な対策の必要性が強まる



1947(昭和22)年 児童福祉法の成立
1951(昭和26)年 児童憲章の制定

2)児童福祉の基盤整備期

昭和30年代後半から高度経済成長期に突入



国民の生活水準は飛躍的に向上

その反面

過疎・過密化の問題

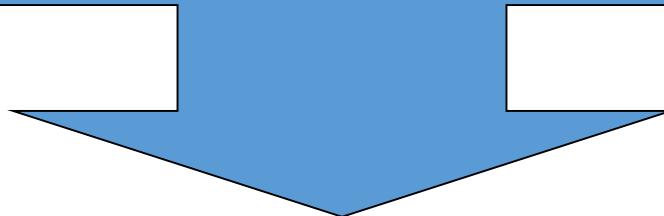
伝統的な地縁・血縁関係が薄れ、崩壊

その他

女性の社会進出による、就労女性の増加

核家族の進展

など



児童・家庭の福祉的ニーズが多様化

○ニーズに対応するため

1964(昭和39)年 **母子福祉法**

1965(昭和40)年 **母子保健法**

1967(昭和42)年 **重症心身障害児施設**が新設(児童福祉法の一部改正による)

1970(昭和45)年 **心身障害者対策基本法**(現在の障害者基本法)

1971(昭和46)年 **児童手当法**

1974(昭和49)年 **特別福祉手当** 翌年、**福祉手当**となる

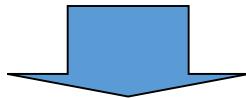
3)児童福祉の確立・発展期

1975(昭和50)年 国際婦人年

1979(昭和54)年 国際児童年

1981(昭和56)年 国際障害者年 ノーマライゼーションの理念が広まる

1989(平成元)年 合計特殊出生率1.57ショック



国は子育て支援対策を打ち出す

1994(平成6)年

「今後の子育て支援のための施策の基本的方針について(エンゼルプラン)」

1999(平成11)年

「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画(新エンゼルプラン)」

II 欧米の児童福祉の歴史

1. 近代社会以前の児童

1) 中世社会の児童保護

古代ギリシャ・ローマ時代

強くて、将来社会に貢献しうる子どものみ、存在価値が認められる

弱い子、社会の負担になるような子、障害児などの存在は認められない

2) エリザベス救貧法と児童保護

1601年 救貧法成立

貧民区別①労働可能な者 → 強制労働

②労働不能な者 → 救済

③扶養義務者による扶養が保障されない子ども → 徒弟に出され強制労働

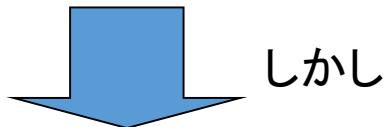
1834年の新救貧法成立まで200年以上にわたって存続

2. 近代国家の成立と児童

1) 産業革命と児童保護

イギリスの産業革命

機械の発明・改良などによって、生産力を飛躍的に増大



しかし

賃金の低い婦人・児童労働を大量に出現
一般就労者の失業・賃金低下・困窮化

1802年 「徒弟の健康と徳性を守るための法律」が成立

1833年 工場法

- ・9歳未満の子どもの雇用の制限
- ・労働時間の制限 など

2)児童保護事業(イギリス)

バーナード

1870年に浮浪児童等の施設を設立
小舎制を採用し、里親委託も試みている

1869年 全国児童ホーム設立

1883年 リバプール児童虐待防止協会 結成

1889年 児童虐待防止法ならびに保護法の成立

3)児童福祉制度の基盤整備

1908年 児童法

1918年 出産・児童福祉法

1926年 養子法

1933年 児童青少年法

3. 第2次世界大戦後の児童福祉法の展開

1)イギリス

1942年 **ベヴァリッジ報告**

「ゆりかごから墓場まで」

均一給付・均一拠出等の6原則に立った社会保険の中心とするもの

1946年 **カーチス報告書**

要保護児童に対する処置に関すること

1948年 **児童法**

1978年 **児童保護法**

子どもへの性的虐待を防止する重要な法律

1989年 改めて**児童法**が成立

児童福祉に関する地方自治体の責任の明確化

18歳までの親による監護・養育の責任

子ども・親と関係機関のパートナーシップ

子どもの権利の擁護 など

2)アメリカ

1909年 セオドア・ルーズベルト大統領のもと
第1回ホワイトハウス会議が開かれた

1929年 世界恐慌
大量の失業者、貧困者が出現

1933年 フランクリン・ルーズベルト大統領
ニューディール政策

1935年 社会保障法

第2次世界大戦後の要保護児童に対するサービス

- ・里親による養護の中心
- ・ノーマライゼーションを背景とする脱施設化運動のなかで
大舎制 ——> グループホーム(地域のなかで、小規模集団で生活)

○国連

1924年 児童権利宣言(ジュネーブ宣言)

1959年 児童の権利に関する宣言

1989年 子どもの権利に関する条約

4節 子どもの成長と発達

I 子どもと環境

1. 子どもの成長と発達

成長 身長や体重といった身体や器官の量的増大

発達 知識や言語、社会性、心理など質的進歩

2. 遺伝と環境

人間の成長と発達

- ・遺伝説 : F. ゴードン、A. ゲゼル
- ・環境説 : J. ワトソン
- ・幅輿説 : W. シュテルン

今日では、人間の成長は、遺伝子と環境の相互作用による過程として理解されている

成長 —— 遺伝の影響 大

発達 —— 環境の影響 大

II フロイトらの発達段階と発達課題説

1. S. フロイト

- | | |
|-------------|--|
| 快感原則 | 欲求が生じると満足するまで不快になり、その間は緊張が増幅し、無条件にその欲求を満足しようとする
乳幼児は、周囲の状況に関係なく要求するのが特徴 |
| 現実原則 | 発達するのに従い、周囲の状況をみて判断し、将来の快感のために欲求を先延ばしにしたり、断念したりするなど、現実を考えて物事を処理できるようになること |

S. フロイトは、発達段階を5つに分類

1) 口唇期(0~1歳)

- ・本能的欲求の多くが口に集中する時期

この欲求が満たされずに成長すると…

口唇期性格：ひどい受動的、依存的、甘えなどの特徴がみられる

2) 肛門期(2~3歳)

- ・本能的欲求は口から排泄行為に移る
- ・排泄を「我慢する」とか「放出する」ということが要求される

この欲求が満たされずに成長すると…

肛門期性格：過度の責任感、儉約家、執念深さなどが現れる

3) 男根気(4~5歳)

- ・性器官に関心が表れる時期

- { 男の子はエディプス・コンプレックス
 女の子はエレクトラ・コンプレックス



異性の親に対する近親相姦的葛藤

4) 潜伏期(6~12歳)

- ・性的なものへの興味が低下
- ・同性の友達と遊び、社会性を学ぶ時期

5) 性器期(13歳~)

- ・快感原理より現実原理によって行動する時期
- ・口唇期、肛門期などに過度の抑圧体験 → 自我が崩壊・神経症

「非行」——幼児期の精神抑圧が大きな原因

2. J. ピアジェ

同化作用 外の世界の物事に接して、その知識を自分に取り入れること

調節作用 同化作用が不可能になった時、自分の思考構造を調節して対応していくこと

J. ピアジェは思考構造を4つに分類

1) 感覚運動的段階(0~2歳)

目の前にある「今、ここだけの世界」が経験の中心

2) 前操作的段階(2~7, 8歳)

直接見えなくてもイメージで行動することが可能
自己中心性の強い段階

3) 具体的操作段階(7, 8~11, 12歳)

保存の概念を獲得
自己中心的思考から客観的、論理的思考へ

4) 形式的操作段階(11, 12歳~)

仮説にもとづいた推理が可能
成人と同様の思考が可能

3. E. エリクソン

人間の発達

自我が社会とのかかわり、人間関係の中で発達

○人生を8つのステージに分類

1) 乳児期 : 基本的信頼 対 不信

・母子間の愛着(アタッチメント)の形成

・形成できない場合 → 破滅型の人格が形成

2) 幼児期 : 自立性 対 恥・疑惑

・成功体験 自立、自信

・失敗体験 恥、疑惑

・母親の態度が不適切な場 → 自己卑下、コンプレックス

3)児童期：自発性 対 罪悪感

- {
 - ・自発的情緒の発達 → 目的意識の形成
 - ・罪悪感の情緒も発達
- ・罪悪感が強い場合 → 消極性が強まる

4)学童期：勤勉性 対 劣等感

- {
 - ・学業に励む → 勤勉性
 - ・教室での評価 → 有能感、劣等感

5)思春期・青年期：アイデンティティ 対 アイデンティティ拡散

- {
 - ・アイデンティティ(自我同一性) → 一貫した自己を作り上げる
 - ・アイデンティティ拡散 → アイデンティティが形成できず混乱した状態

6) 成人期：親密性 対 孤立感

- ・友人や配偶者と親密な関係を確立
- ・確立に失敗 → 他人との交流を避ける → 孤立

7) 壮年期：生殖性 対 停滯性

- ・人生最大の危機に直面する時期
- ・このまま年老いていいのかと迷いを起こす

8) 老年期：総合性 対 絶望

発達段階比較

年	一般発達理論	フロイト理論	エリクソン理論	ピアジェ理論
0 1 2	依存 接触 自立期 トイレトレーニング期 生活習慣取得	口唇期 肛門期	基本的信頼感 ↔ 不振 自立性↔ 恥・疑惑	感覚運動器 言語・記号なし 循環運動 対象永続性
3 4 5	同一視 (性)役割取得期 第1次反抗期	男根期 (エディプス期) 超自我形成	積極性→ 罪悪感	前操作期 象徴遊び 延滞模倣 自己中心性
7 8 9 10	適応期 メタ認知 知的拡大 脱自己中心性 可塑性	潜伏期	生産性↔ 劣等感	具体的操作期 脱自己中心性 保存概念(可塑性) 具体的な状況でのみ論理的思考可能
11 12 13 16	青年期 第2次反抗期 自我探求 心理的離乳 自己意識をもつ独立心	思春期 性器期	同一性↔ 同一性拡散	形式的操作期 抽象的な論理的思考可能
20 30 65			親密↔ 孤独 生殖性↔ 停滯 自我統合↔ 絶望	

III 子どものニーズ

1. 生理的ニーズ

生命の維持、身体発達のためのもの

ex 呼吸、排泄、病気の危険からの保護 など

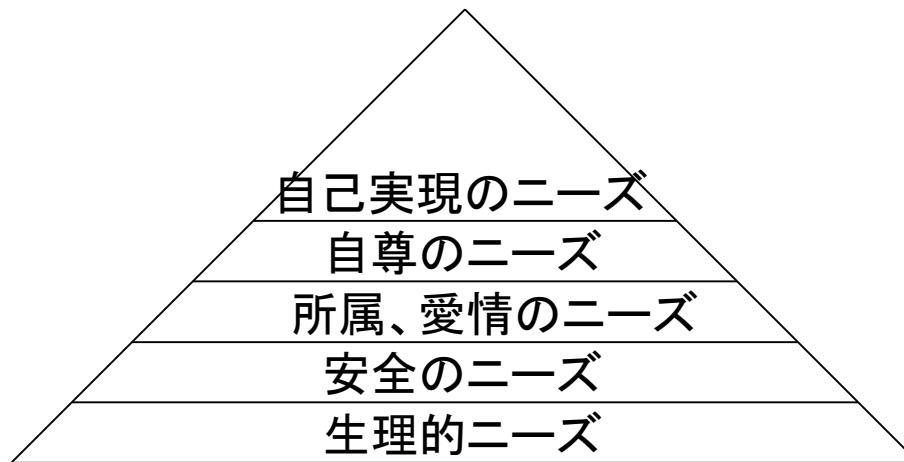
2. 心理的ニーズ

情緒的な満足のためのもの

物質的なもの
人間関係と結びつくもの

ex 保存、探索

ex 愛情を受けること



A. マズローのヒューマン・ニーズの階層

3. 社会、文化的ニーズ

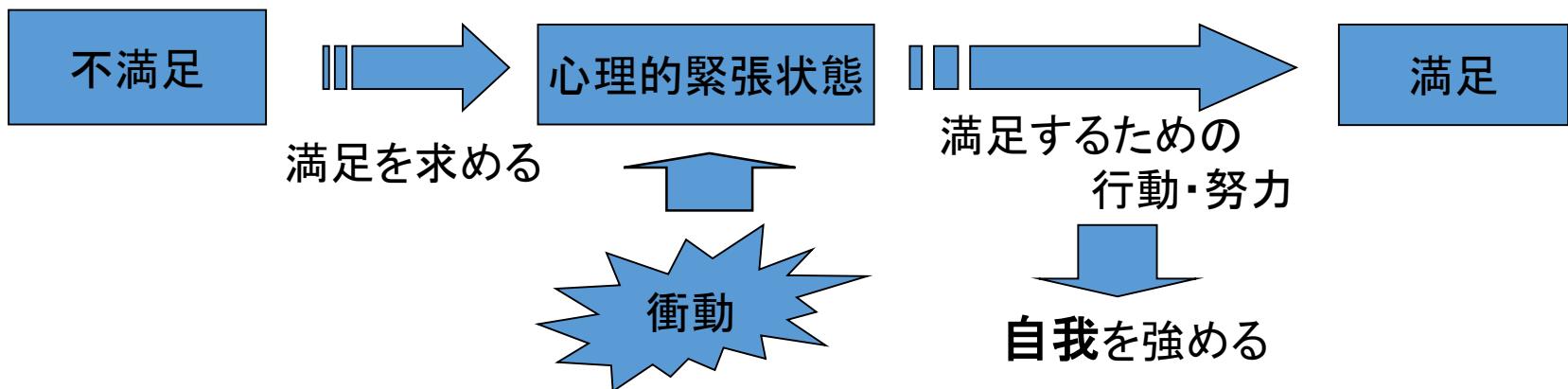
- | | |
|------|------|
| ①住む | ⑤癒す |
| ②費やす | ⑥遊ぶ |
| ③働く | ⑦学ぶ |
| ④育てる | ⑧交わる |

これらが子どもとその家族に確保されること
特に「生活の質」、「心の豊かさ」が求められる

4. 発達ニーズ

母親または、養育者との情緒的相互関係

5. 衝動と自我の関係

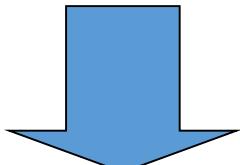


5節 家族および地域社会と子ども

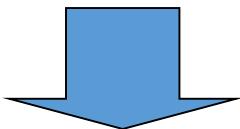
I 家庭生活の問題

1. 現代家族と子ども

核家族化・希薄な人間関係



「密室」での子育て

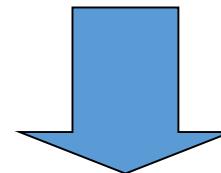


ストレスの蓄積

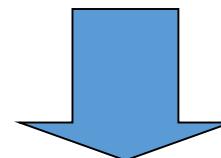


2000年 「児童虐待防止法」施行

離婚・未婚による出産の増加



ひとり親家庭の増加



子どもへの影響は？？

2. 現代家族の変化と特徴

1) 夫婦家族化

大家族 → 夫婦単位の夫婦家族制へ

2) 機能の縮小化

自給自足的 → 生殖・性的欲求の充足・子どもの養育と社会化・家族の精神安定の場
・家計の共同の5つのみを残す。その他は、地域社会へ移す。

3) 構成員の減少と世帯数の増加

家族員(平均)

5人(昭和30年) → 3人(現在)

一方、世帯数は増加傾向 … 核家族化による

4) 家族周期の延長

平均寿命の上昇、出生数の低下など

→ 子育てが終わってからの時期が長くなっている

3. 家族の危機と問題を抱える家族のタイプ

1) 貧困家族

保護者の失業・疾病などの経済的理由により、家族の結合が不安定な家族

2) アノミー家族

価値観、目標の不一致により、ばらばらな家族

3) 緊張家族

常にもめごとなどがあり、家庭内に慢性的な緊張感のある家族

4) 孤立家族

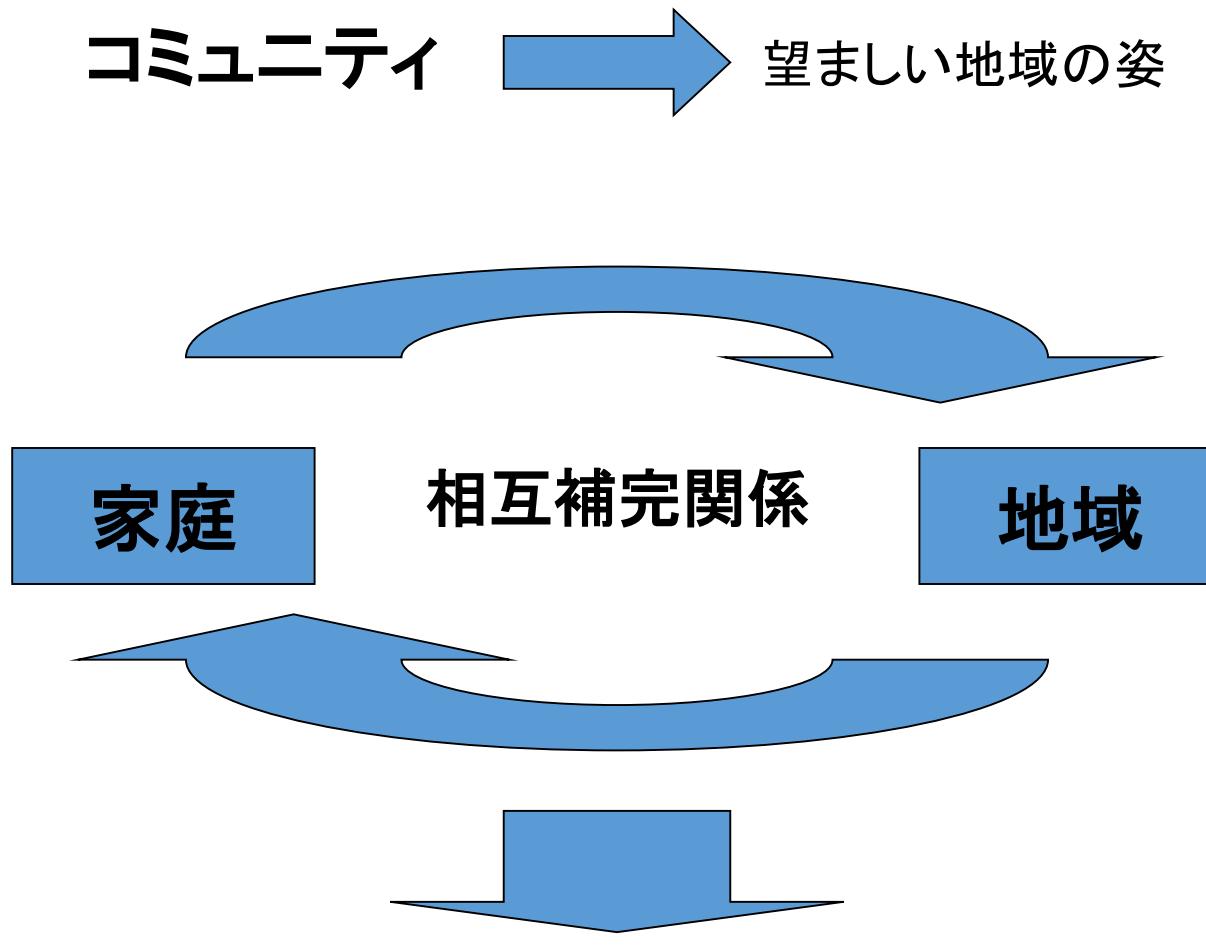
家庭内に問題があるため、地域社会との交流がない家族

5) 歪曲家族

夫婦のバランスが極端に悪い家族

II 地域社会と子ども

1. 家庭と地域社会の関係



子どもの成長を助ける

2. 地域社会の機能

○機能的に生活を支える役割

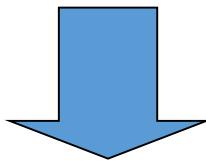
- ・消費的機能
- ・教育的、文化的機能
- ・医療、保健的機能
- ・防犯的機能
- ・福祉的機能
- ・体育、レクリエーション機能

○集団活動を保障する役割

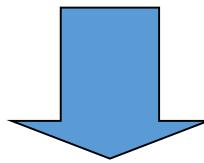
- ・仲間遊びの集団
- ・健全育成集団
- ・保育集団
- ・教育集団

3. 地域社会の変貌と環境問題

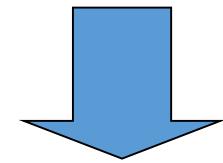
工業化・都市化



過疎・過密化



住環境の破壊
(公害、健康悪化)



子ども文化の変化

4. 教育環境と子ども

教育基本法

目標：知識、情操、意志、道徳、体力を備えた、調和のとれた人間形成



実際は…

偏差値教育、受験本位が社会に蔓延
「自己肯定」の感覚、意識が乏しい

学習のまとめ

- ・子ども家庭福祉理念の発展を整理する
- ・戦前、戦後の児童福祉論の歴史を学び、また欧米の児童福祉について整理する
- ・子どもの成長と発達を整理する
- ・家庭生活の問題を知り、地域社会を家庭のつながりについて整理する

第3章 児童福祉に関する法とその内容

学習のねらい

児童福祉の法体系と児童福祉法の内容を理解する。1997(平成9)年の児童福祉法改正における改正点をおさえ、児童福祉六法の目的を理解するとともに関連法を理解する。

1節 児童福祉の法体系

1. 児童福祉六法

- (1) 児童福祉法(昭和22年制定)
- (2) 児童扶養手当法(昭和36年制定)
- (3) 特別児童手当等の支給に関する法律(昭和39年制定)
- (4) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年制定)
- (5) 母子保健法(昭和40年制定)
- (6) 児童手当法(昭和46年制定)

2. 児童福祉関連の主な法律

(1)社会福祉に関する法律

社会福祉法、生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、民生委員法、障害者基本法、社会福祉士及び介護福祉士法、児童虐待の防止等に関する法律

(2)医務・公衆衛生に関する法律

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、学校保健法、学校給食法、結核予防法、地域保健法、医療法、母体保護法、精神保健福祉士法

(3)教育に関する法律

教育基本法、学校教育法、社会教育法、盲学校・聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律

(4)労働に関する法律

労働基準法、職業安定法、最低賃金法、勤労青少年福祉法、障害者の雇用の促進等に関する法律、育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律

(5)社会保険に関する法律

健康保険法、国民健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法

(6)法務に関する法律

民法、家事審判法、戸籍法、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、刑法、刑事訴訟法、少年法、少年院法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取り扱い法、売春防止法、児童買春・児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

(7)行財政に関する法律

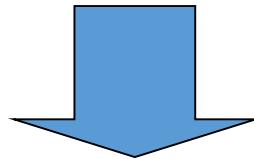
国家公務員法、地方公務員法、地方自治法、厚生労働省設置法、行政不服審査法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、行政手続法、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律、情報公開法

2節 兒童福祉法

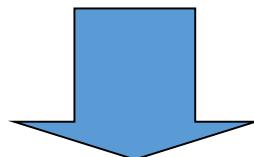
1. 法制定の経緯と趣旨

敗戦直後

大量の戦災孤児・浮浪児
食糧不足・衛生状態の悪化 など



次世代を担う子どもの保護の必要性



1948年児童福祉法の施行
子どもについての根本的・総合的法律

2. 児童福祉法の概要

1) 児童福祉の原理

(1) 第1条 児童福祉の理念

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」

(2) 第2条 児童育成の責任

「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」

(3) 第3条 原理の尊重

「前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって常に尊重されなければならない」

2) 児童福祉の対象

児童 満18歳に満たない者

　　{ 乳児 満1歳に満たない者
　　幼児 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
　　少年 小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者

例外として、特定の施設については、満20歳に達するまで、または20歳に達してからも在所が認められる

3) 実務機関

児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所

4) 福祉の設置および保障

第2章に、各種福祉設置および保障について規定

5) 児童福祉施設の設置、運営、入所

施設の種類(14種類)

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、
知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、
重症心身障害児施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
児童家庭支援センター

実際は、政省令でさらに区分されており、全体で20種類となっている。

施設入所の措置の担当

助産施設・母子生活支援施設 → 都道府県、市および福祉事務所のある町村
それ以外の施設 → 都道府県
保育の実施 → 市町村

6)費用負担

原則 本人または、その扶養義務者

負担できない場合 国、都道府県、市町村が代わって負担する

7)指定都市・中核市の特例

都道府県が担当する事務、知事等の権限など政令の定めるものについて代わって担当する

3. 児童福祉法の改正 1997(平成9)年

◎児童家庭福祉の重視

先立って改正・制定された制度

1989(平成元)年 ゴールドプラン(高齢者保健福祉推進10カ年戦略)

1990(平成2) 年 児童福祉法一部改正
児童居宅生活事業が加えられた
出生率1. 57ショック

1994(平成6) 年 エンゼルプラン(今後の子育て支援のための施策の基本方針)
緊急保育対策等5カ年事業
子供の権利に関する条約 批准

1)児童保育施設の見直し

(1)保育所選択利用システムの導入

今まで



(2)保育料の均一化



ただし、当面は所得に応じて、保育料を7段階に分類

(3)子育て相談の充実

育児相談の機能の充実

(4)放課後児童健全育成事業の法制化

学童保育を児童福祉法の事業として位置付け

2)児童自立支援施策の充実

(1)児童相談所の機能強化

専門性、客觀性の確保のため

都道府県児童福祉審議会に意見を聞く

(2)児童家庭支援センターの創設

○主な業務

- ・専門スタッフによる相談援助
- ・継続的に指導の必要な子どもとその家族に対する指導
- ・児童委員、母子相談員などとの連携による問題の早期発見

(3)児童福祉施設の名称・機能の見直し

- ① 養護施設 → 児童養護施設
 - ・自立支援を明確化
- ② 救護院 → 児童自立支援施設
 - ・入所児を就学させる義務規定
- ③ 母子寮 → 母子生活支援施設
 - ・子どもが、満20歳になるまで在所可能
- ④ 乳児院
 - ・2歳児以上の幼児の入所も可能
- ⑤ 情緒障害児短期治療施設 → 児童心理治療施設
 - ・子どもが満20歳まで在所可能
 - ・入所児を就学させる義務規定

3節 児童福祉法以外の関連法律

1. 児童扶養手当法1962(昭和37)年施行

対象 ひとり親の児童に手当を支給

児童扶養手当の理由別受給者数と構成割合の年次比較

	昭和50年度末('75)		平成11年度末('99)	
	実数	構成割合	実数	構成割合
総数	251,316	100	664,381	100
離婚	131,040	52.1	582,793	87.7
死別	32,084	12.8	9,712	1.5
遺棄	34,941	13.9	8,242	1.2
未婚の母	24,632	9.8	48,051	7.2
父障害	21,284	8.5	3,059	0.5
その他	7,335	2.8	12,524	1.9

児童扶養手当受給者数の年次推移

各年度末

	受給者数	
	人数	指数
昭和50年度 ('75)	251,316	100
昭和55年度 ('80)	470,052	187
昭和60年度 ('85)	647,606	258
平成 2年度 ('90)	588,735	234
平成 7年度 ('95)	603,534	240
平成10年度 ('98)	625,127	249
平成11年度 ('99)	664,381	264

2. 特別児童手当等の支給に関する法律1964(昭和39)年

「重度精神薄弱児扶養手当法」が母体

1974(昭和49)年、今の名称に改正

- ・**特別児童扶養手当**

障害児の父もしくは母または養育者に対して支給

- ・**障害者福祉手当**

重度障害児に対して支給

- ・**特別障害者手当**

特別障害者に対して支給

3. 母子及び寡婦福祉法1964(昭和39)年

対象 母子家庭及び寡婦

「母子福祉法」が母体

1982(昭和57)年、今の名称となり母子家庭に寡婦も加えられた

○内容

- ・母子相談員の設置
- ・母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付
- ・母子福祉施設など規定

4. 母子保健法1965(昭和40)年

対象 母性、乳児及び幼児

○内容

①各種保健指導

妊婦健康診査

乳児健康診査

1歳6ヶ月児健康診査

3歳児健康診査

妊娠届、母子健康手帳交付 など

②医療給付援助制度

妊娠婦・新生児などの訪問指導

未熟児養育医療給付・療育相談 など

5. 児童手当法1971(昭和46)年

対象 児童を養育している者に手当を支給

児童手当法改正の流れ

事 項	1971年	1986年実施	1992年実施	2000年実施
①支給対象	第3子以降	第2子以降	第1子以降	第1子以降
②支給期間	義務教育終了まで	義務教育就学前	3歳未満	6歳未満
③支給金額				
第1子	—	—	5000円(月額)	5000円(月額)
第2子	—	2500円(月額)	5000円(月額)	5000円(月額)
第3子	2500円(月額)	5000円(月額)	10000円(月額)	10000円(月額)

学習のまとめ

- ・児童福祉法体系の基本について整理する
- ・児童福祉法の概要について整理する
- ・児童福祉関連法について整理する

4章 子ども家庭福祉および 関連分野の組織・専門職

学習のねらい

子ども家庭福祉の職場の機能や目的について理解する。そして、その仕事を担う専門職の役割や仕事の内容について理解を深める。

1節 子ども家庭福祉を担う人々

1. 子ども家庭福祉の分野の仕事の携わる人々の分類

- ①ソーシャルワーカー、ケアワーカー(児童福祉の専門職)
- ②その他の専門職、公務員
- ③民生委員、児童委員、主任児童委員
- ④自発的に活動するボランティアなど

(1)ソーシャルワーカーとして専門性が期待される職種

児童福祉司、社会福祉主事、児童指導員、母子相談員、家庭相談員、児童自立支援員

(2)ケアワーカーとして専門性が期待される職種

保育士、児童生活支援員

(3)児童福祉行政

国家公務員、地方公務員

(4)児童相談所、福祉事務所(児童家庭相談室)、保健所、児童福祉施設

児童心理司、医師、看護師、保健師、助産師、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、臨床検査技師、栄養士 など

2節 児童相談所の組織と専門職員

I 児童相談所

1. 児童相談所の役割

児童相談所　児童福祉行政の中核的機関

○目的

すべての子どもが健やかに育ち、そのもてる力を最大限に發揮できるよう、子ども及びその家族に相談援助活動を行う。

2. 児童相談所の組織(3部門制が基本)

- ・総務部門
- ・相談、判定、指導、措置部門
- ・一時保護部門

3. 児童相談所の職員

- ・所長
- ・児童福祉司
- ・相談員
- ・児童心理司
- ・医師
- ・児童指導員
- ・保育士 など

4. 児童相談所の業務

相談 → 調査・診断・判定 → 指導 → 措置 → 一時保護

- ・親権者の親権喪失の宣告請求
- ・後見人選任および解任の請求
- ・市町村の指導援助など

1)相談の受付

- ・子ども家庭福祉に関するすべての問題について、相談を受け付ける
- ・地域住民や関係機関からの通告
- ・市町村、福祉事務所、家庭裁判所から子どもの送致を受け、援助活動を行う

○主な相談業務

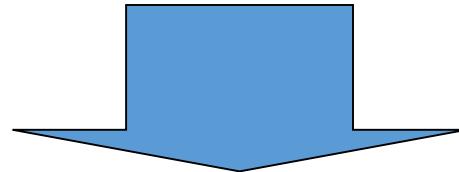
しつけ、**知的障害**、性格上の問題、肢体不自由、子どもの養護、**自閉症**、**非行問題** など幅広い

児童相談書が受け付ける相談の種類及び主な内容

障害相談	1. 養護相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動および服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、被放任児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する児童、養子縁組に関する相談。
	2. 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児ぜん息その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する児童に関する相談。
	3. 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4. 視覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視覚障害児に関する相談。
	5. 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談。言葉の遅れ原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる。
	6. 重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談。
	7. 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	8. 自閉症相談	自閉症もしくは自閉症同様の症状を呈する児童に関する相談
非行相談	9. 教護相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱行動等のぐ犯少年、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、または、触法行為があつたと思料されても警察署から法第25条による通告のない児童に関する相談。
	10. 触法行為等相談	触法行為があつたとして警察署から法第25条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には通告がなくても調査の結果、通告が予定されている児童に関する相談についてもこれに該当する。
育成相談	11. 性格・行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談。
	12. 不登校相談	学校および、幼稚園ならびに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある児童に関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合にはそれぞれのところに分類する。
	13. 適性相談	進学適正、職業適性、学業不振等に関する相談。
	14. しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談。
	15. その他	1～14のいずれにも該当しない相談。

2) 調査・診断・判定

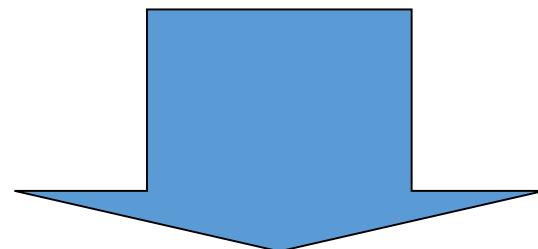
- ・社会診断 → 児童福祉司、相談員 等
- ・心理診断 → 児童心理司 等
- ・医学診断 → 医師
- ・行動診断 → 児童指導員、保育士 等
- ・その他の診断 → 理学療法士 等



専門家の協議によって判定(総合診断)

3) 処遇(指導・措置)

- ・在宅指導等(措置によらない指導、措置による指導、訓戒、誓約措置)
- ・児童福祉施設入所措置等
- ・その他の処遇



原則的に処遇会議により決定

(1)在宅指導等

全相談の9割がこれらの処遇

- ・専門的な助言指導
 - ・継続指導(ソーシャルワーク、カウンセリングなど)
 - ・他の機関へのあっせん
- } 措置によらない指導
-
- ・児童福祉司指導
 - ・児童委員指導
 - ・児童家庭センター指導
- } 措置による指導

(2)児童福祉施設入所措置等

- ・全相談の1割
- ・在宅指導等では、児童・保護者を保護・指導できない場合
- ・都道府県、政令指定都市の権限 —— 児童相談所に委任されている場合が多い

①乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、
肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、児童心理治療施設もしくは
児童自立支援施設に入所させること

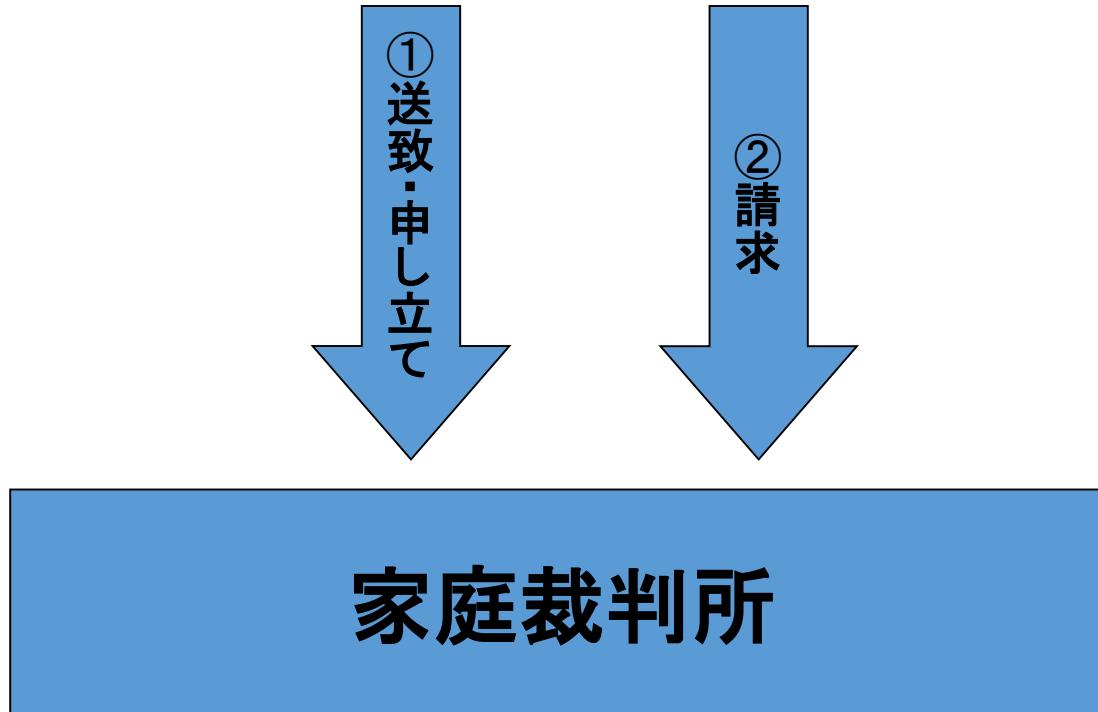
②里親、保護受託者に児童を委託すること

③家庭裁判所へ送致すること

④肢体不自由児、重度の知的障害の子どもを①に代えて指定国立療養所に委託すること

(3) その他の処遇

- ①親権者・後見人の意に反して施設入所させる場合
- ②親権喪失の宣言 後見人の選任および解任



4)一時保護

(1)緊急保護

- ①棄児・家出児童など → 保護者、宿所がないため
- ②虐待・放任など → 家族から引き離す必要があるため
- ③子どもの行動 → 自己・他人の命、身体、財産に危害を及ぼしている、又はその可能性があるため

(2)行動観察

適切且つ具体的な処遇方針を定めるため

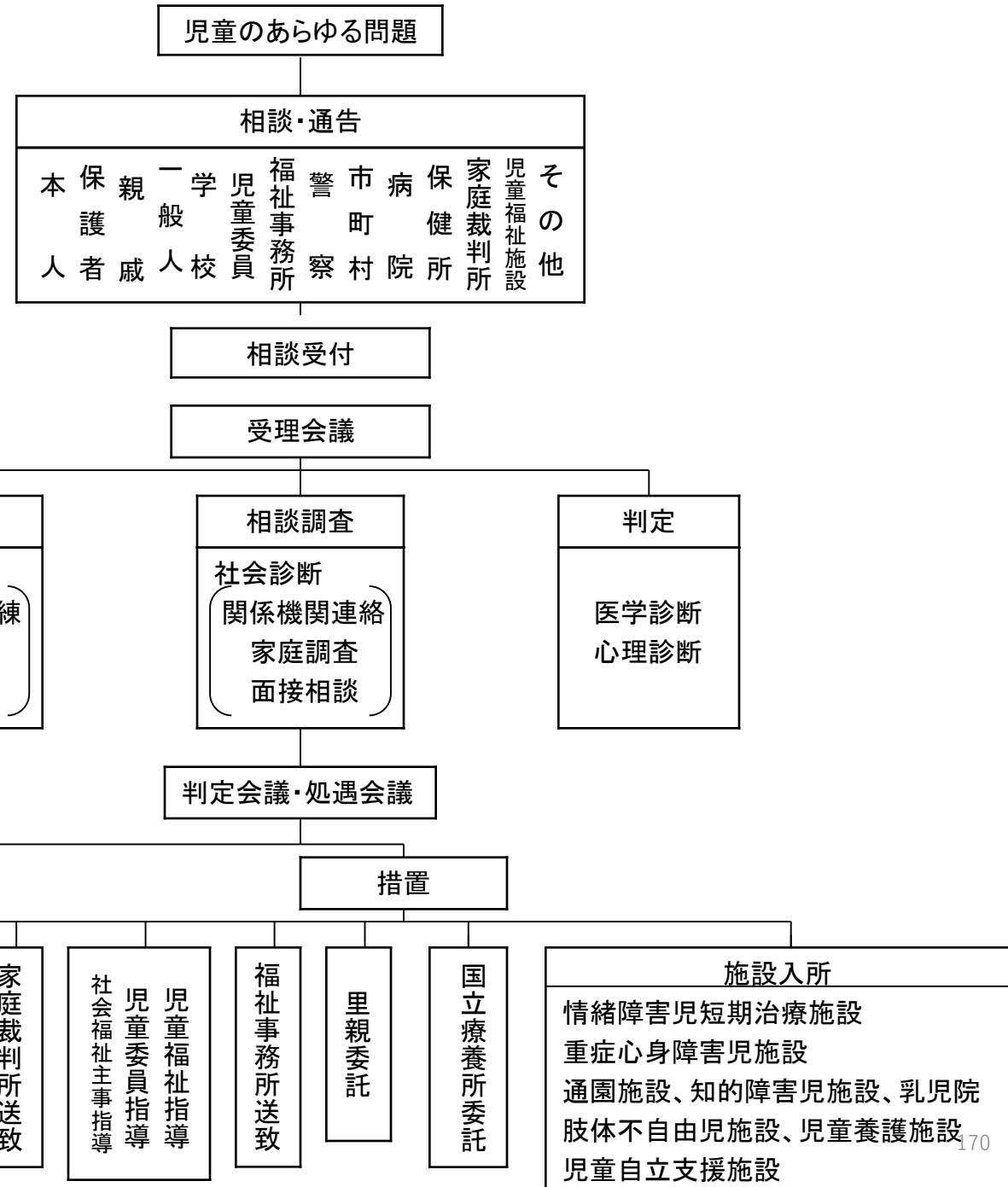
(3)短期入所指導

短期間の援助、指導が有効であると判定される場合

5)各種事業

- ・養子縁組の斡旋
- ・1歳6ヶ月児、3歳児精神発達精密健康診査
- ・障害児(者)に対する事業
- ・特別児童扶養手当、療育手帳にかかる判定事務
- ・引きこもり、不登校児童福祉対策モデル事業 など

相談の流れ



5. 児童福祉司

担当区域内での子どもまたはその保護者を援助、指導する非常に重要な職種

○資格

- (1)構成労働大臣が指定する児童福祉司もしくは児童福祉施設の職員を養成する学校
その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- (2)学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令388号)に基づく大学において、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (3-1)医師
- (3-2)社会福祉士
- (4)社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者
- (5)前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

6. 児童相談所長

○資格

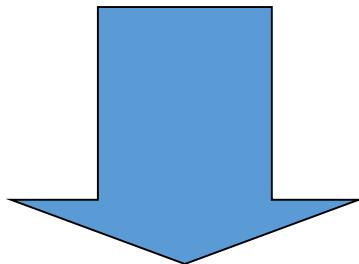
- (1) 医師であって、精神保健に関して学識経験を有する者
- (2-1) 学校教育法に基づく大学又は旧学校令に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者
- (2-2) 社会福祉士
- (3) 2年以上児童福祉司として勤務した者または児童福祉司たる資格を得た後2年以上所員として勤務した者
- (4) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であって、厚生労働省令で定めるもの

7. 児童福祉司・相談員など

相談及び調査を行う者 —————> 児童福祉司の資格が必要とされる

Ⅱ 措置に対する子どもおよびその保護者の意向確認

措置を行う場合



子ども・保護者の意向確認を行わなければならない

- 〔・「児童福祉法」の改正
- ・「児童相談所運営指針」の改定 により

3節 福祉事務所の児童福祉業務と専門職員

1. 家庭児童相談室

福祉事務所での児童福祉関係業務として福祉事務所内に設置(昭和39年度から)

○業務担当者

社会福祉主事

家庭相談員

2. 社会福祉主事、家庭相談員、母子相談員

福祉事務所で児童福祉関係の業務担当者

4節 児童福祉施設と専門職員およびその業務

I 児童福祉施設

1. 児童福祉施設の種類

児童福祉法第7条により14種類の施設が規定



児童福祉最低基準では、さらに細かく分かれている
下記の8施設を入れた合計20種類となる

①2つに分かれる

- ・児童厚生施設
 - 児童館
 - 児童遊園
- ・盲ろうあ施設
 - 盲児施設
 - ろうあ児施設

②内部に併設

- ・知的障害児施設 → 自閉症施設を併設
- ・ろうあ児施設 → 難聴幼児通園施設を併設
- ・肢体不自由児施設
 - 肢体不自由児通園施設を併設
 - 肢体不自由児療護施設を併設

2. 児童福祉施設の設置

1) 国に設置義務

児童自立支援施設
知的障害児施設

2) 都道府県および政令指定都市に設置義務

児童自立支援施設

3) その他による児童福祉施設の設置

社会福祉法人がほとんど
財団法人、宗教法人、個人などが設置する場合もある → その多くは保育所

3. 児童福祉施設の運営

1) 児童福祉施設の最低基準

施設を利用する子どもたちの生活を保障するための最低基準である

(具体的)

職員の資格要件、職員配置、ケアの原則、施設長の義務および行為
衣食住における保健衛生管理など

2) 児童福祉施設の利用

原則的に、すべて措置にもとづいて行われる
ただし

- ・児童厚生施設(児童館、児童遊園)は利用施設
- ・保育所は契約制度のため除かれる
- ・2001年4月より助産施設と母子生活支援施設の入所も利用制度へ改められた

○措置(取り扱い)を行う機関

助産施設・母子生活支援施設 → 福祉事務所
その他の施設 → 児童相談所

3)施設長の権限および義務

- ・措置の委託は、正当な理由がない限り、受け入れを拒むことは出来ない
- ・入所中の子どもで、親権者や後見人がいない場合は、施設長が親権を負う
- ・保護者に準じて就学させなければならない

4)児童福祉施設の費用

運営費用は措置費と呼ばれる

4. 児童福祉施設の動向

全国の児童福祉施設 3万3000カ所(社会福祉施設の約60%)



このうち2万3000カ所(約70%)が保育所

○施設の動向

- ・増加傾向にある施設
知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設など
- ・減少傾向にある施設
乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、助産施設など

○在籍率の動向

- ・施設や地域差が大きい
- ・盲児施設、ろうあ児施設、児童自立支援施設の定員割れが大きい

児童福祉施設と入所児数(平成10年10月1日現在)

区分	施設数			定員			
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	在籍人員
助産施設	537	247	290	4,552	2,269	2,283	-
乳児院	114	11	103	3,614	304	3,310	2,706
母子生活支援施設	300	133	167	5,904	2,376	3,528	11,390
保育所	22,327	12,946	9,381	1,914,712	1,103,856	810,856	1,789,599
児童養護施設	555	48	507	33,865	2,813	31,052	28,041
知的障害児施設	280	77	203	16,155	5,162	10,993	13,014
自閉症児施設	6	4	2	298	194	104	232
知的障害児通園施設	229	100	129	8,375	3,818	4,557	7,388
盲児施設	14	5	9	424	122	302	176
ろうあ児施設	16	8	8	571	369	202	215
難聴幼児通園施設	27	8	19	886	243	643	849
肢体不自由児施設	67	29	38	7,284	3,593	3,701	4,658
肢体不自由児通園施設	82	47	35	3,365	1,900	1,465	2,591
肢体不自由児療護施設	7	-	7	400	-	400	272
重症心身障害児施設	88	6	82	8,791	682	8,109	8,392
児童心理治療施設	17	6	11	825	300	525	673
児童自立支援施設	57	55	2	4,844	4,709	135	1,988
児童館	4,323	3,287	1,036	-	-	-	-
児童遊園	4,152	3,984	168	-	-	-	-
母子福祉センター	75	12	63	-	-	-	-
母子休養ホーム	18	3	15	-	-	-	-

II 児童福祉施設の専門職員

1. 児童指導員

児童福祉施設の直接処遇担当職員

児童福祉施設には例外なく配置

○具体的職務内容(施設の種類によって多少異なる)

- ・生活指導
- ・学習指導
- ・ケースワーク
- ・グループワーク など

2. 保育士

児童指導員とともに、児童福祉施設の中核的存在

○具体的職務内容

- ・生活指導
- ・学習指導
- ・障害児の療育・訓練
- ・育児相談サービス など

3. 児童自立支援施設職員

○職種

施設長

児童自立支援専門員

児童生活支援員

○具体的の職務内容

- ・生活指導
- ・治療教育
- ・学習指導
- ・職業(作業)指導 など

4. 児童福祉職員の資質

直接処遇を担当する職員に共通して求められるもの

- (1) 子どもの世話に当たっていた大人の処遇と連續性を保った処遇を提供するため、それらの人々と緊密な関係を結ぶことが出来る能力がある。
- (2) 子どもとの間に、肯定的な情緒関係を常に保つことができる。
- (3) 子どもに対して、常に応答的、肯定的、受容的かつ快適な存在となることができる。
- (4) 子どもの発達に対する知識をもち、発達過程に即して対応できるよう自己訓練している。
- (5) 子どもの健康や安全、成長、発達、学習活動の計画、指導技術、地域サービスとの連携、家族との連携、子ども虐待の発見などについて、自己訓練する機会をもっている。

5節 保健所

1. 保健所の専門職員

- ・医師
- ・保健師 → 保健活動の中心
- ・助産師
- ・薬剤師

2. 保健所の支援業務

○児童福祉関係業務

- ・子ども、妊産婦の保健に関する知識の普及 市町村にも努力義務がある
(**母子健康手帳**の交付事務が市町村に委譲されたことによる)
- ・子ども、妊産婦の健康相談
- ・健康診査
- ・保健指導
- ・新生児、未熟児、妊娠中毒症、糖尿病に罹患している妊産婦の健康に関する訪問指導や医療援護
- ・障害児、長期療養を必要とする子どもに対する療育指導
- ・児童福祉施設に対する栄養改善、その他衛生に関する助言
- ・療育医療の給付にともなう事務
- ・育成医療の給付にともなう事務

6節 兒童委員

1. 児童委員

- ・厚生労働大臣の委嘱によりおかれる
- ・全国で約20万人(1998年12月1日現在)

○主な職務

- ・担当地域内の児童、家庭等の実情把握
- ・相談援助
- ・保護が必要と思われる児童等の関係機関への連絡
- ・地域での児童健全活動の実施

2. 主任児童委員(1994年より設けられる)

- ・児童委員のうち専門的に児童福祉に関する事柄の担当
- ・全国で約1万4000人(1998年12月1日現在)

○主な業務

- ・児童関係機関(市町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校および教育委員会など)と児童委員との連絡、調整
- ・児童委員活動の援助、協力

学習のまとめ

- ・児童相談所の役割、組織などについて理解する
- ・児童福祉施設の対象と目的、専門職員のその職務について整理する
- ・福祉事務所、保健所、児童委員の役割を理解する

5章 子どもに対する保健、 医療、福祉サービスの現状

学習のねらい

子どもに関するサービスを保育サービス、施設福祉サービス、在宅福祉サービスごとにまとめ、関連づけて理解する。アメリカのひとり親家庭のおかれている現状を理解する。

1節 保育サービス 保育所

1. 保育所制度とその役割

保育 → 養護と教育を一体化したケア

○保育サービスの提供機関

- ・認可保育所 → 量・質ともに一番充実している
- ・事業所内保育施設
- ・へき地保育所
- ・認可外保育施設
- ・ベビーシッター
- ・保育ママ など

保育所

児童福祉法(1947年)により児童福祉施設のひとつに位置づけられる

- { 量の面 → ほぼ目標達成
- { 質の面 → 多様な需要に対応できる、各種**特別保育事業**の推進などの課題がある

2. 保育所の利用

認可保育所による保育サービスの提供

措置(行政処分)

1997年の児童福祉法の改正

契約(自由に選択可能)

3. 保育所のしくみ

1) 設置

市町村 → 都道府県知事に届出

社会福祉法人 → 都道府県知事の許可が必要

2) 設備

児童福祉施設最低基準により規定

3)運営

○職員

保母 保育士に職名が変更(1999年4月より)

○保育士の配置基準

乳児	3:1
満1歳～3歳未満	6:1
満3歳～4歳未満	20:1
満4歳～	30:1

○保育時間

原則 1日8時間

しかし、保護者の労働時間、家族状況などを考慮し、保育所長が決める

4) 内容

「保育所保育指針」にもとづいて実施される

5) 費用

国、都道府県、市町村による公費負担

一部は利用者から**保育料**として徴収可能(所得に応じ7段階に分類)

4. 保育所の状況

○保育所数(2000年4月1日現在)

2万2000ヶ所

```
graph LR; A[2万2000ヶ所] --> B[公営 1万2727ヶ所]; A --> C[民営 9473ヶ所]
```

○入所率

定員 192万3397人



在籍者 178万8302人

入所率は93.0%(公営86.5%、民営101.5%)

5. 特別保育事業

労働環境の変化や女性の社会進出による保育に対するニーズの多様化



特別保育事業

地域における保育需要や社会の変化に対応するために実施
特別な対策として国が財政援助している保育事業

○特別保育事業

- ・延長保育促進事業および長時間延長保育基盤整備事業
- ・一時保育促進等事業
- ・乳児保育促進等事業
- ・乳幼児健康支援一時預かり事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・保育所地域活動事業
- ・障害児保育対策事業
- ・家庭支援推進保育事業
- ・休日保育事業

2節 施設福祉サービス

I 障害児の福祉施策

1. 身体障害児の施設施策

- ・児童相談所の判断にもとづいて、入所措置がとられる
- ・近年、施設数と入所児が漸減
- ・重複障害児の増加

1) 肢体不自由児施設

病院としての設備、機能があり医療行為が可能(医療法にもとづく)

入所時の過半数が脳性まひ児

重度重複の子どもも多い

2) 盲ろうあ施設

視覚障害児のための盲児施設

聴覚障害児のためのろうあ児施設

独立自活を目指した指導、援助を行う

2. 知的障害児の施設施策

知的障害児施設

保護者のいない者や家庭で適切な保護が受けられない子どもが入所

知的障害児通園施設

適切な保護者がおり、日々通園可能な子どもが通園

自閉症児施設

1980(昭和55)年に制度化

第1種(医療型)病院に入院する必要がある子どもが入所

第2種(福祉型)病院に入院する必要がない子どもが入所

3. 重症心身障害児の施設施策

重症心身障害児

重度の知的障害と重度の肢体不自由を重複した障害のある子ども

1967(昭和42)年法制化

病院の機能を持つ施設

年齢の制限はない(対象者が非常に重度であるため)

II 児童自立支援施策

1. 児童相談所　児童福祉施設入所措置・里親委託措置

施設入所、里親委託措置は最終手段！！

○原則

- ・子どもや保護者へのカウンセリング
- ・保育所や放課後児童健全育成事業、児童館の利用等のあっせん
- ・家庭環境等の在宅指導など

子どもと保護者とともに生活させながらの支援



- ・一時保護
- ・子育て支援短期利用事業(ショートステイ、トワイライトステイ)の活用
- ・親子分離が出来るだけ最小限ですむように努める

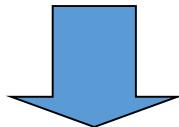


施設入所措置

○施設入所措置

- ・知事が行う行政処分

子どもおよび保護者の意見を聞くこと



児童相談所の処遇判断と異なる場合

児童福祉審議会の意見を聴く

2. 児童養護施設

1997(平成9)年の児童福祉法の改正

○従来の目的

養護 → 養護＋自立支援 へと改正

○名称の改正

養護施設 → 児童養護施設

○職員

施設長、児童指導員、保育士、嘱託医 など

○児童指導員、保育士の配置基準

- | | |
|----------|--------|
| ・3歳未満児 | 2:1 以上 |
| ・3歳以上の幼児 | 4:1 以上 |
| ・それ以上の児童 | 6:1 以上 |

○施設数、定員

526カ所 ——> 公営67カ所 私営459カ所

定員 3万2540人(1998年1月1日)

○在籍児童

総数 2万6012人

内訳 { 男子 57%
 { 女子 43%

○入所理由

・父母の行方不明 19%

・父母の入院 11%

・父母の死亡 5%

・棄児 1%

・家庭環境 22%

(父母の虐待、放任、養育拒否、精神障害など)

3. 乳児院

乳児から満2歳未満の幼児まで入所可能

乳児は体が弱いため、医師、看護師による養護が可能

○施設数、定員

115カ所 → 公営12カ所 私営103カ所

定員 3718人

○在籍乳児数

総数 2644人

内訳
 { 男子 53%
 女子 47%

○入所理由

・両親の離婚 21%

・父母の行方不明 11%

・父母の入院 11%

・家庭環境 22%

(父母の虐待、放任、養育拒否、精神障害など)

4. 児童心理治療施設

情緒障害

家庭、学校等での人間関係のゆがみなどによる心理的不安定や身体症状

具体的には、不安緘黙や**不登校**、家庭内暴力など

1997(平成9)年の児童福祉法の改正

おむね12歳未満とされていた年齢制限の撤廃

1991(平成3)年度から

ひきこもり、不登校児童に対しての家庭療法事業がモデル的に実施されている

5. 児童自立支援施設

1997(平成9)年の児童福祉法の改正

(1) 目的

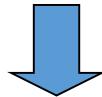
教護(教育・保護) —————> 子どもの自立支援

(2) 名称

教護院 —————> 児童自立支援施設

(3) 対象

不良行為をなし、またはなす恐れのある児童



{ 従来の目的
家庭環境その他の環境上の理由により生活指導をする児童

(4) 入所児の教育

施設内で施設職員により義務教育に準じた教育を受けていた



就学の義務

地域の小中学校または、施設内の分校等に就学する

(5) 自宅などから通所して指導を受ける形が新設された

(望ましいと判断される場合のみ)

ただし、

少年法に基づく保護処分の対象となった子どもについては対象外

6. 里親制度

実親等の家庭にとどまることの出来ない子どもに対し、家庭という養育環境を保障し、里親と子どもの個別的なかわりを通して、子どもの健全な発達を図るもの

○里親の条件

子どもの養育を希望し、都道府県知事が適當と認める者

○里親・委託児数

里親 7975人
子ども 2242人

○入所の理由

- ・父母の行方不明 18%
- ・棄児 8%
- ・父母の入院 6%
- ・父母の死亡 5%
- ・家庭環境 34%
(父母の虐待、放任、育児拒否、精神障害など)

7. 保護受託者

保護受託者とは

義務教育を終了した者を自分の家庭において預かり、保護・能力に応じた独立生活に必要な指導を行うことを希望し、都道府県知事が適当と認める者

現在、有効に活用されていない

- ・コンビニエンスストア等の経営者が保護受託者となり、児童養護施設から通わせることも可能
→ 制度の活用が検討されている

8. 児童自立生活支援援助事業

小規模ホームで施設を退所したが、社会的自立が十分に出来ていない子ども等を対象に社会的自立に向けた支援を行う事業である

○具体的支援

- ・就職先の開拓
- ・仕事上、日常生活上の相談 など

1997(平成9)年に児童福祉法の改正により

児童居宅生活支援事業の一つであり、第2種社会福祉事業として規定

III ひとり親家庭の福祉施策 母子生活支援施設

母子生活支援施設

単なる住居提供だけでなく、母子の自立支援のために生活指導、就労指導、施設内保育などの支援がある。この施設のみ福祉事務所を通じて措置によって入所する

1997(平成9)年の児童福祉法の改正

○目的

保護 ——> 保護＋自立促進のための生活支援

○名称

母子寮 ——> 母子生活支援施設

○職員

施設長、母子指導員、嘱託医、少年指導員 等

○施設数、定員

293ヶ所

5754人(1999年10月1日)

3節 在宅福祉サービス

I 障害児の在宅福祉施策

1. 身体障害児

1) 早期発見、早期治療施策

- ・肢体不自由児施設
- ・難聴幼児施設
- ・障害児通園(デイサービス)事業
- ・障害児保育事業
- ・心身障害児総合通園センター

2) 訪問介護(ホームヘルプサービス事業)

1990年の児童福祉法の改正にて
「児童居宅介護事業」として法制化

○サービス内容

- ①身体介護(食事、排泄、入浴、通院の介助等)
- ②家事(調理、掃除、買い物等)
- ③相談、助言指導
- ④外出時の移動介護

2. 知的障害児

1) 障害の予防、早期発見、早期治療施策

- ・知的障害児通園施設
- ・障害児通園事業(デイサービス)
 - 知的障害、肢体不自由、自閉症、視覚障害、聴覚障害など種別や程度を超えて早期治療を行う

2) その他の施策

- ・療育手帳制度
- ・知的障害者相談員

3. 重症心身障害児

- ・重症心身障害児通園事業
 - A型施設 1日利用定員15名(既存型)
 - B型施設 1日利用定員5名(小規模型)

II 児童自立支援施策

1. 児童相談所 在宅指導

- (1)児童福祉司指導 繼続的指導
- (2)児童委員指導 きめ細かい指導
- (3)児童家庭支援センター指導

2. 児童家庭支援センター

1997(平成9)年児童福祉法改正時に創設

児童相談所が継続的に行うのが困難な地域を中心に行う

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、
児童自立支援施設に併設

○役割

- (1)相談に応じ、助言・援助を行う
- (2)子ども、保護者に対する指導を行う
- (3)関係団体との連絡調整を行う

3. 児童自立支援生活援助事業

施設を出たが、まだ社会的自立が十分できていない子どもを対象に、小規模な自立ホームで就職先の開拓、仕事や日常生活上の相談にあたる事業

III 健全育成施策

1. 児童厚生施設

目的 健全な遊び場を与え、その健康の増進、豊かな情操を育むこと

児童厚生員(児童の遊びを指導するもの)を配置

地域社会との連携を図り、母親クラブ、子ども会などの活動拠点としての機能も持つ

1) 児童館

児童福祉行政、唯一の利用施設

中学生、高校生も利用対象

○種類

(1) 小型児童館

小地域を対象

(2) 児童センター

小児童館の機能

体力増進を図ることを目標

(3)大型児童館

①A型児童館

児童センターの機能

他の児童館の指導、連絡調整等の機能

②B型児童館

児童センター機能

宿泊しながら野外活動が行える機能

③C型児童館

広域を対象

多様なニーズに対応、可能

2)児童遊園

幼児および小学校低学年児を対象

街区公園を相互に補完的役割を有する

2. 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

○対象

おおむね10歳未満の子どもで、保護者が昼間家庭にいない者

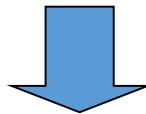
○活動

- ①子どもの健康管理、安全確保、情緒の安定
- ②遊びへの意欲と態度の形成
- ③遊びを通しての自主性、社会性、創造性の向上
- ④子どもの遊びの活動状況把握と家庭への連絡 など

IV ひとり親家庭への福祉施策

以前

「片親家族」「母子家庭」「父子家庭」などいわゆる「欠損家庭」



1980年代

社会的状況の変化により
「ひとり親家庭」と呼ばれるようになった

1. 母子福祉センター、母子休養ホーム

・母子及び寡婦福祉法に規定

○母子福祉センター

無料又は低額な料金で各種相談、生活指導、生業指導等を行う
全国73カ所(1996年10月1日現在)

○母子休養ホーム

無料又は低額な料金でレクリエーション、その他休養のための施設
全国21カ所(1996年10月1日現在)

2. 子育て支援短期利用事業

様々な理由により、家庭での養育が困難になった場合、一定期間、養育、保護する事業

1) 短期入所生活援助事業(ショートステイ)

- ・子どもの養育が一時的に困難になった場合
- ・母子が一時的な避難の必要がある場合 など

2) 夜間養護事業(トワイライトステイ)

- ・父子家庭で父が残業の場合 など

3. 父子家庭等支援事業

○児童訪問援助事業

大学生などが家庭に派遣される

○派遣家庭情報交換事業

4. ひとり親家庭としての立法化

- ・母子家庭 … 母子及び寡婦福祉法
- ・父子家庭 … 存在しない！！



- ・父子家庭への福祉制度の確立
- ・「ひとり親福祉法」などの期待

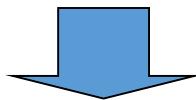
5. ひとり親家庭が抱える問題と施策の方向性

- (1)雇用促進、所得保障への配慮の必要性
- (2)住宅の確保と住宅費用の保障
- (3)教育保障の充実
- (4)生活実態に合わせた相談支援体制の整備が必要
- (5)施策の柔軟化
- (6)一貫した支援システムの整備

V アメリカのシングル・マザー カルフォルニア在住の日本人女性たちの例から

1. シングル・ペアレントのためのサポート団体

全米にはシングル・ペアレントのサポート団体が非常に多い



○理由

- ・離婚率が高い ——> 2組のうち1組は離婚する
- ・子どもは欲しいが、結婚はしたくないという女性の増加

○サポート団体の事例

PWP (Parents Without Partners: 本部フロリダ)

- ・非営利団体
- ・会員数5万人以上
- ・国際的組織

2. イベントを通じて交流促進

PWPは

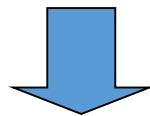
- ・インターネットホームページ、Eメールなどによるニュースレターを会員に配信
- ・様々なイベントを企画 → 会員同士の交流の場
- ・心の交流に力を入れている

3. 求められる経済的・精神的な自立

○シングル・マザーとして幸福になる条件

「経済的な自立と精神的な自立」

シングル・マザーは日本と同様に、経済的には厳しい



その対応がポイントとなる

4. 養子縁組や人工授精でシングル・マザーに

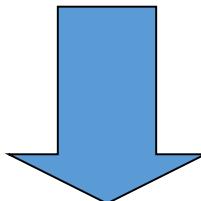
アメリカには自分の意思で未婚の母(養子縁組、人工授精など)になった人のためのサポート団体も存在する

4節 保健・医療サービス

I 母子保健

目的の変化

乳幼児や妊産婦の疾病予防・死亡率の減少



子どもの健全育成を目指す(少子化傾向を背景)

そのため

保健と福祉の連携・統合化の必要性

1. 母子保健の水準

1) 出産

最近は減少傾向

2) 妊産婦死亡

	実数	死亡率(出生10万人に対し)
昭和22年	4448	167.5
平成11年	72	6.1

※欧米諸国と比較するとまだ改善の余地あり

○原因

出血、高血圧症、産科的肺塞栓 など

3) 乳児死亡

明治～大正	150～160	(1000人に対し)
昭和15年	100	
昭和25年	60.1	
昭和50年	10.0	
平成10年	3.6	世界最低国

4) 子どもの死亡

乳児死亡率と同様、減少傾向

○ 平成11年の年齢別・階級別主要死因

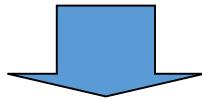
	1位	2位
1～4	不慮の事故	先天性奇形
5～9	不慮の事故	悪性新生物
10～14	不慮の事故	悪性新生物
15～19	不慮の事故	自殺

2. 母子保健の関連法規

1994(平成6)年の母子保健法の改正

保健所の業務

- 妊産婦の健康診査
- 乳幼児健康診査
- 3歳児健康診査
- 妊産婦訪問指導
- 新生児訪問指導



市町村の業務に

母子保健の関連法規

法律・規定の名称	主な内容
<ul style="list-style-type: none">・母子保健法・児童福祉法・心身障害者対策基本法・生活保護法・保健所法・性病予防法・戸籍法・死産の届出に関する規定・優生保護法・刑法・労働基準法・男女雇用機会均等法・医療法・予防接種法・栄養改善法・結核予防法・精神保健法・学校保健法	<ul style="list-style-type: none">・母子保健全般・児童福祉施設、育成医療、療育、助産施設への入所措置・心身障害発生予防・分娩費(助産費)、出産手当金、育児手当金の支給・母子保健についての保健所の業務・婚姻時、妊娠時の健康診断・婚姻届、出生届・死産・優生手術、人工妊娠中絶、優性保護相談所等・人工妊娠中絶・産前産後の休業、育児時間、生理休暇等・妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置等・病院、診療所、助産所・乳幼児の予防接種・特殊栄養食品、集団給食・結核健康診断、予防接種、結核罹患児の医療・精神障害児・者の医療・就学時および定期健康診断

3. 母子保健の実施体制と施設

(1) 地域

市町村・保健所	医師、保健師、栄養士、助産師
病院・診療所	医師、看護師
児童相談所・福祉事務所	児童心理司、ケースワーカー、保育士、養護教諭 など

(2) 民間団体

- ・社会福祉法人恩賜財団母子愛育会総合母子保健センター
 - ・日本家族計画協会
 - ・日本母性保護産婦人科医会
 - ・日本小児科医会
- など

(3)行政

- ・各市町村：保健センター、母子保健センター、公民館 等
- ・国の中心部局：厚生労働省児童家庭福祉局母子保健課
- ・文部科学省：子どもの健康管理（学校保健法）
- ・厚生労働省：妊産婦の保護（労働基準法、男女雇用機会均等法）

(4)国際協力

- ・世界保健機関（WHO）
- ・国連児童基金（UNICEF）
- ・国際協力事業団（JICA）など

II 妊産婦への支援

母子健康手帳

- ・妊娠、出産、育児に関する注意事項
- ・妊娠中から子どもが6歳になるまでの健康状態を記録できる
- ・保健所や病院で妊娠健康診査が受けられる
- ・その他、各種指導、保健師の家庭訪問などの実施

III 子どもへの支援

- ・各種健康診査
(乳幼児健康診査、1歳6ヶ月児健康診査、3歳児健康診査、精密健康診査)
- ・B型肝炎母子感染防止事業
- ・神経芽細胞検査
- ・育成医療
 - ・障害児で、確実な治療効果の期待できる者に対する支援

○対象

肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語そしゃく機能障害、
先天性内臓障害(心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、
小腸については、後天性の機能障害でも可)

・小児慢性特定疾患治療費

- ・ある対象の疾患による医療費の自己負担分を全額公費で負担する制度
- ・家族の経済的負担軽減を目的

○対象疾患

悪性新生物、慢性腎疾患、ぜん息、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病
先天性代謝異常、血友病等血液患者

IV 母子保健の内容

1. 健康診査について

1) 妊娠乳児健康診査

- ・妊婦全員を対象
- ・妊娠前期、後期に各1回、公費で受ける

2) 1歳6ヶ月児健康診査

- ・1歳6ヶ月児すべてを対象

3) 3歳児健康診査

- ・3歳児すべてを対象
- ・障害の発見、予防のため

4) 先天性代謝異常等検査

- ・赤ちゃんの病気の早期発見、早期治療のため
- ・生まれて5~7日目の新生児の足の裏からごく少量の血液を採取

5) 神経芽細胞腫検査

- ・小児ガンの一種
- ・6~7ヶ月の子どもの尿を採取

2. 保健指導について

1) 妊婦の届出および母子健康手帳の交付

妊娠届を提出することにより、手帳が交付される

2) 妊産婦訪問指導

初妊産婦など不安や悩みがある妊産婦に対し、訪問指導員や保健師が家庭訪問して相談、指導を受ける

3) 新生児訪問指導

必要があれば、新生児を養育する家庭へ訪問し、指導する

4) 未熟児訪問指導

未熟児が生まれた家庭に対し、必要に応じ家庭訪問し、指導する

5) 母子保健相談指導事業

講習、相談、指導などにより正しい知識の拡充や啓発を促進

6) 乳幼児発達相談指導事業

乳幼児に発達の障害が見られる場合、それが「障害」に該当するか判断する
また、相談・指導等も行う

学習のまとめ

- ・保育サービス(保育所)の現状について整理する
- ・施設福祉サービス、在宅福祉サービスの現状について整理する
- ・保健、医療サービスの現状について整理する

6章 多様化する子ども家庭福祉サービス

学習のねらい

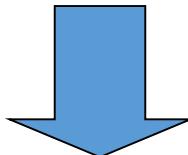
多様化する子ども家庭サービスの現状と課題について理解する

1節 多様化する子ども家庭福祉サービスの現状と役割

I 多様な子ども家庭福祉サービス出現の背景

社会環境の変化

- ・核家族化
- ・女性の社会進出 など



国民の生活に関する価値観の変化

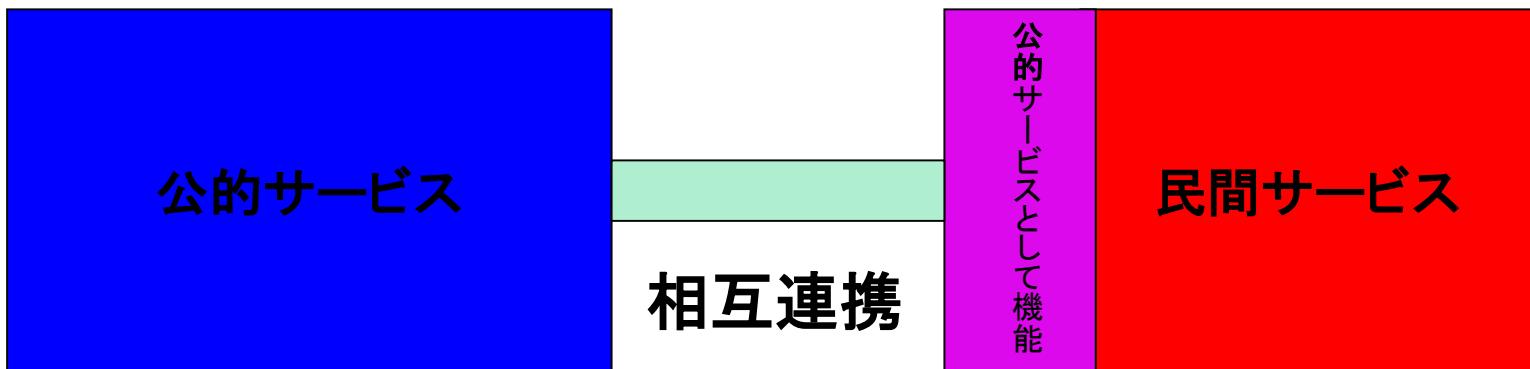
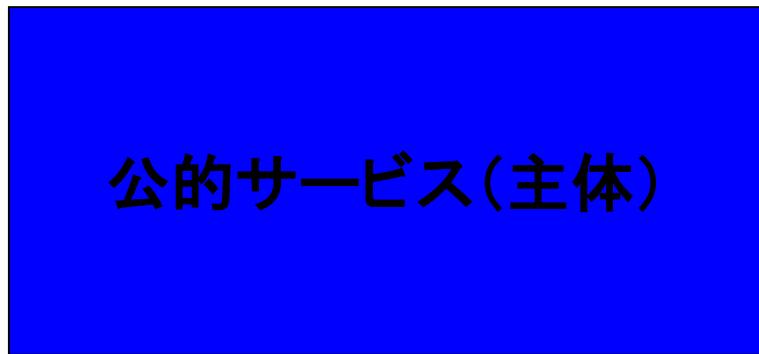
- ・家族が担ってきた介護・福祉を外部の力を借りる など

このような状況下

- ・新規サービスの積極的導入
- ・良質で柔軟な対応が可能な民間サービスへの期待

1. 多様な子ども家庭福祉サービスの機能の変化

以前



III 多様な子ども家庭サービスの種類

子ども家庭サービスの類型化

①国の制度として行われるもの

- ・法律にもとづく基本サービスなど

②地方自治体独自に行うもの

- ・地域性や独自性を發揮しやすい

③既存の児童福祉施設が独自に行う活動

④企業の民間サービス

⑤住民主体活動

- ・NPO法人など

2節 民間サービスの果たす役割

I 子ども家庭福祉関連産業の状況

育児に関する主な民間サービスの類型

サービス分類	位置づけ	備考	
施設保育サービス	無認可保育施設	乳幼児を保育することを目的とする施設であって、都道府県知事の認可を受けていないもの さまざまな事業主体が小規模な施設で運営する保育施設の他、保育について技能や経験を有する者が、その家庭において、乳幼児(3人程度)を保有するいわゆる家庭的保育施設などを含む(自治体から補助等受けているものもある)	施設数: 約7,000カ所 子ども数: 約182,000人
	ベビーホテル	無認可保育施設であって、夜間保育、宿泊をともなう保育または、時間単位での一時預かりのいずれかを行っているもの	施設数: 約400カ所 子ども数: 約12,000人
	事業所内保育所	事業主が当該事業所の従業員等の子どもを対象として、保育施設等保育に必要な設備を有し、専任の保育従事者により集団的に保育事業を行っているもの	社会福祉法人が企業業務委託型保育サービス事業実施のための保育施設を含む。 施設数: 約2,500カ所 子ども数: 39,000人
在宅型	ベビーシッター	保護者の委託を受けてその居宅において乳幼児の保育等サービス(在宅保育サービス)の提供等を行っているもの	(社)全国ベビーシッター協会 加盟数: 69社(平成5年4月現在)
付帯型	ベビールーム	事業者が事業運営上、顧客の利便を図るため、付帯サービスとして提供している一時的な託児等のサービス	百貨店、ホテル、自動車教習所等で普及が進んでいる
サードサービス	子どもまたは保護者を対象として、直接サービスを提供するもので、具体的には… 百貨店での付帯サービスとしての育児相談や電話による育児相談事業・教育関連(幼児教室・学習塾・集団キャンプ事業等)・体育関連(スイミングスクール等)・娯楽関連(レジャーランド等)		
サードサービス	子どもや保護者が生活を営む上で利用するサービスや商品で、具体的には… 出版関連(育児書、児童書等)・物品関連(玩具、衣料品、食品等)・金融関連(学資保険等)・施設関連(清掃委託、寝具委託、洗濯委託、給食サービス等)・その他(百貨店等小売業、ベビー用品レンタル業、家事支援サービス等)		

II 多様な子ども家庭福祉サービスの今後

1. サービス供給主体の多様化

行政主導型供給システム

サービスの柔軟性の高まり
利用料金を高く設定し始めている
例)保育所、各種子ども家庭福祉施設、公的相談機関 など

企業型供給システム

認定マークや届け出で一定の公的制約を受けながら活動しているところもある
例)ベビーシッター、無認可保育所、子ども家庭福祉関連企業 など

住民主体型供給システム

行政システムとの連携により公共性を高める
会員制や有料サービスを導入している団体も存在
例)子育てサークル、育児サークル など

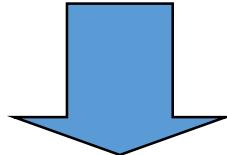
2. 多様な子ども家庭福祉サービスの課題

○サービス提供者側

多様な子ども家庭福祉サービス



基本のサービスを基盤として運営される付加的、補完的サービス

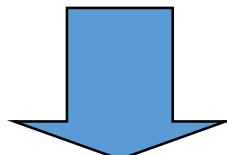


基本のサービスの充実の重要性

利用者の選択に足りるだけのサービス内容の確保の必要性

○サービス利用者側

多様な選択肢



自分の目的に合ったサービスを選択する確かな目の必要性

情報収集力や情報処理能力を高めることの必要性

学習のまとめ

- ・多様な子ども家庭福祉サービスの機能、種類、役割、現状について整理する
- ・民間サービスの役割について整理する

7章 非行等の問題行動

学習のねらい

近年非行傾向を分類し、その特徴を知る。また、家庭及び学校等の現状と問題点をまとめその背景を知る。その処遇をアメリカの少年犯罪に対するそれとあわせ各専門機関別に理解する。

非行以外の問題行動(不登校・いじめ・自殺)についても理解する

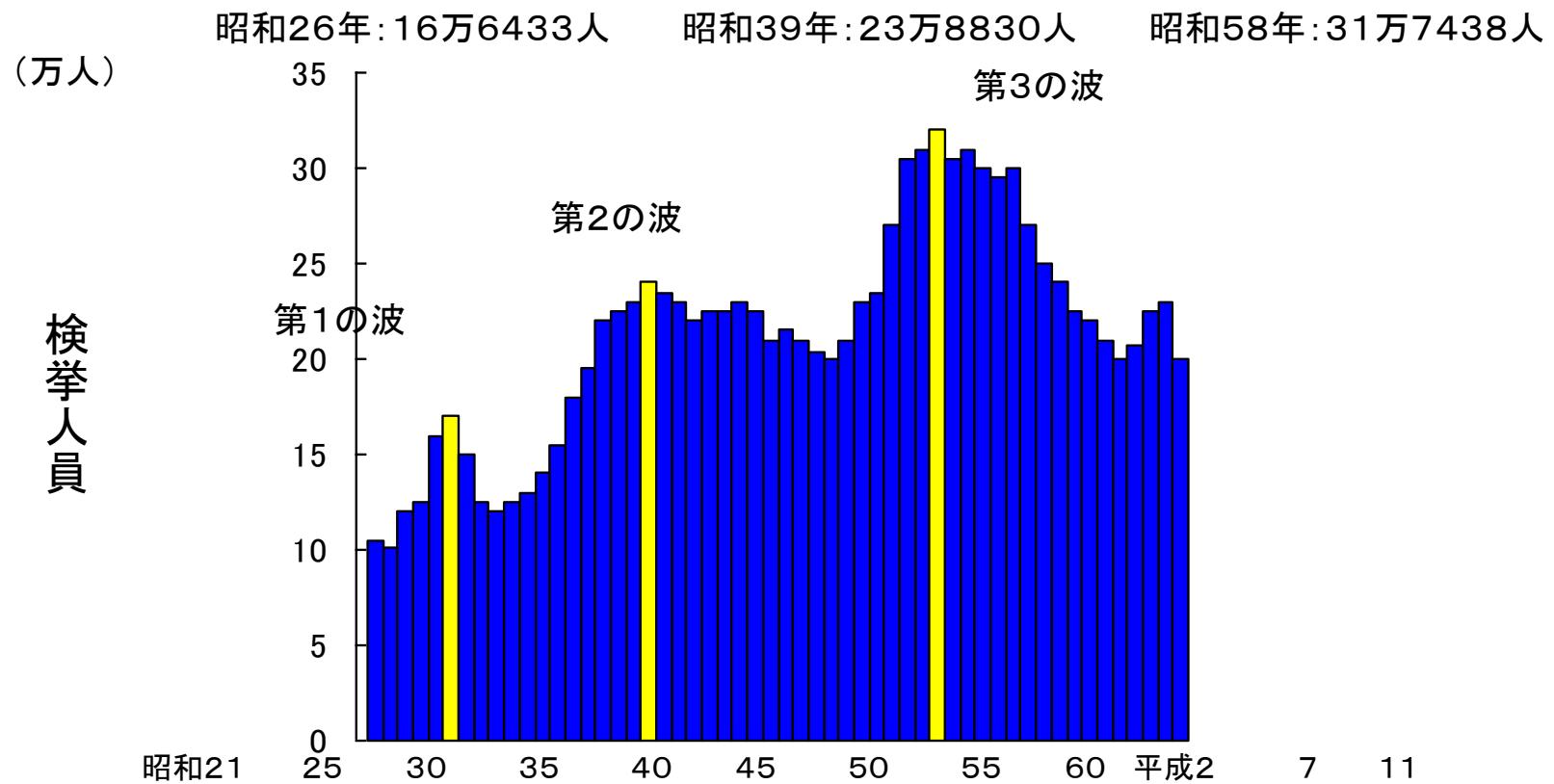
1節 非行

I 非行の範囲

- ①**犯罪少年** 14歳以上20歳未満の罪を犯した少年
- ②**触法少年** 14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ③**ぐ犯少年** 20歳未満で一定の事由があり、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする恐れのある少年

II 非行の動向

1. 非行少年の数



警察庁の統計および総務庁統計局の人口資料による
昭和45年以降は、触法少年の交通関係業過を除く

2. 非行少年の年齢

16歳が最も多く、以降15歳、14歳となっている
中高生の非行が増加(全体の70%)

3. 非行の特徴

1) 非行の一般化傾向

一般の家庭から非行少年が生まれている
以前は、貧困、要扶養家庭が約70%だった

2) 遊び型非行

自制心や罪の意識が薄い衝動的な非行の増加

3) 初発型非行

刑法犯少年の75.6%(1998年)がこれに当たる

4) シンナー・覚せい剤乱用

総数は減少しているが、高校生による覚せい剤の乱用が急増

5)暴走族

オートバイ、自動車の窃盗とともに、車を使った犯罪も増加

6)女子非行

女子の割合の増加

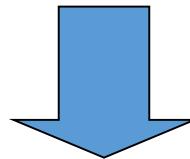
特に性の逸脱行動が目立つ

7)凶悪犯罪

III 非行の背景

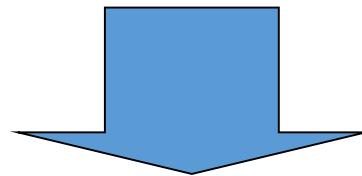
1. 家庭

一般家庭の少年による非行の増加



○背景

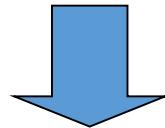
- ・養育が母親のみ(父親は仕事に追われている)
- ・父親の影が薄い家庭 など



家庭の養育力が低下

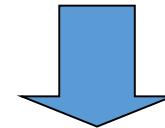
2. 学校

- ・子どもの評価が成績のみ
- ・詰め込みの教育

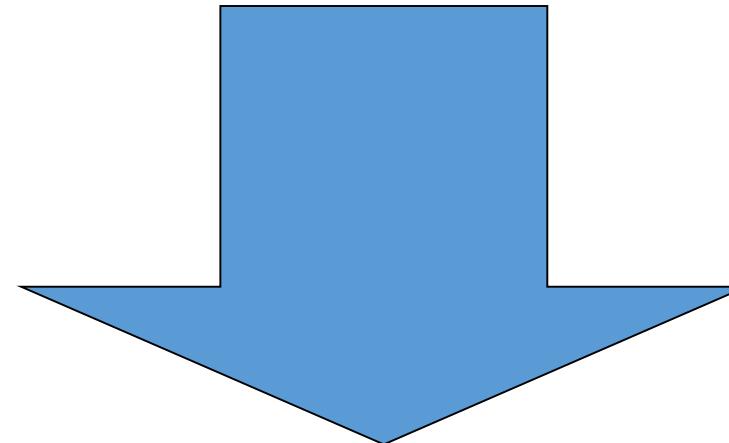


“落ちこぼれ”的出現

- ・厳しい規則に縛られる学校生活
(服装、持ち物など)



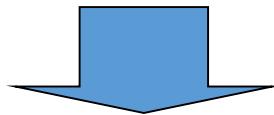
生徒の自主性をそぎ、反発を生む



非行や問題行動へ

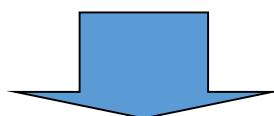
3. 社会の変動と価値観の多様化

地域社会がもっていた「しつけ力」「養育力」が失われつつある



「見てみぬふり」をする大人の増加

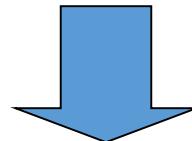
巨大ショッピングセンターなどの娯楽施設



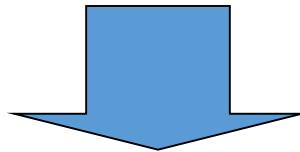
消費への過剰な刺激
金銭感覚のマヒ

4. マスコミの影響

マスコミ → 子どもの生活に大きな影響力を持つ



暴力シーン、セックスシーン、スキャンダルなど



子どもにとって悪影響

5. 援助交際の背景

- ・買春を許容する社会
- ・居場所を見つけられない子どもたち
- ・過剰な情報化社会

○近年の有害環境

アダルト情報(ビデオ、テレビ、インターネットサイト)

出会い系サイト

ピンクチラシ

カラオケボックス(個室での喫煙、飲酒、薬物乱用など)

IV 非行少年の処遇

1. 警察

- ・健全育成を目標に捜査する
- ・関係機関への送致、通告
- ・少年に対する注意、助言
- ・学校、家庭への連絡 など

2. 檢察庁

- ・家庭裁判所へ送致

3. 家庭裁判所

- ・家事審判部 家庭内のもめごとを解決するための援助
- ・少年審判部 14歳以上の少年に関わる保護事件の審判
少年非行事件処理の中核機関を果たす

1) 非行少年等の処遇と機関

○対象

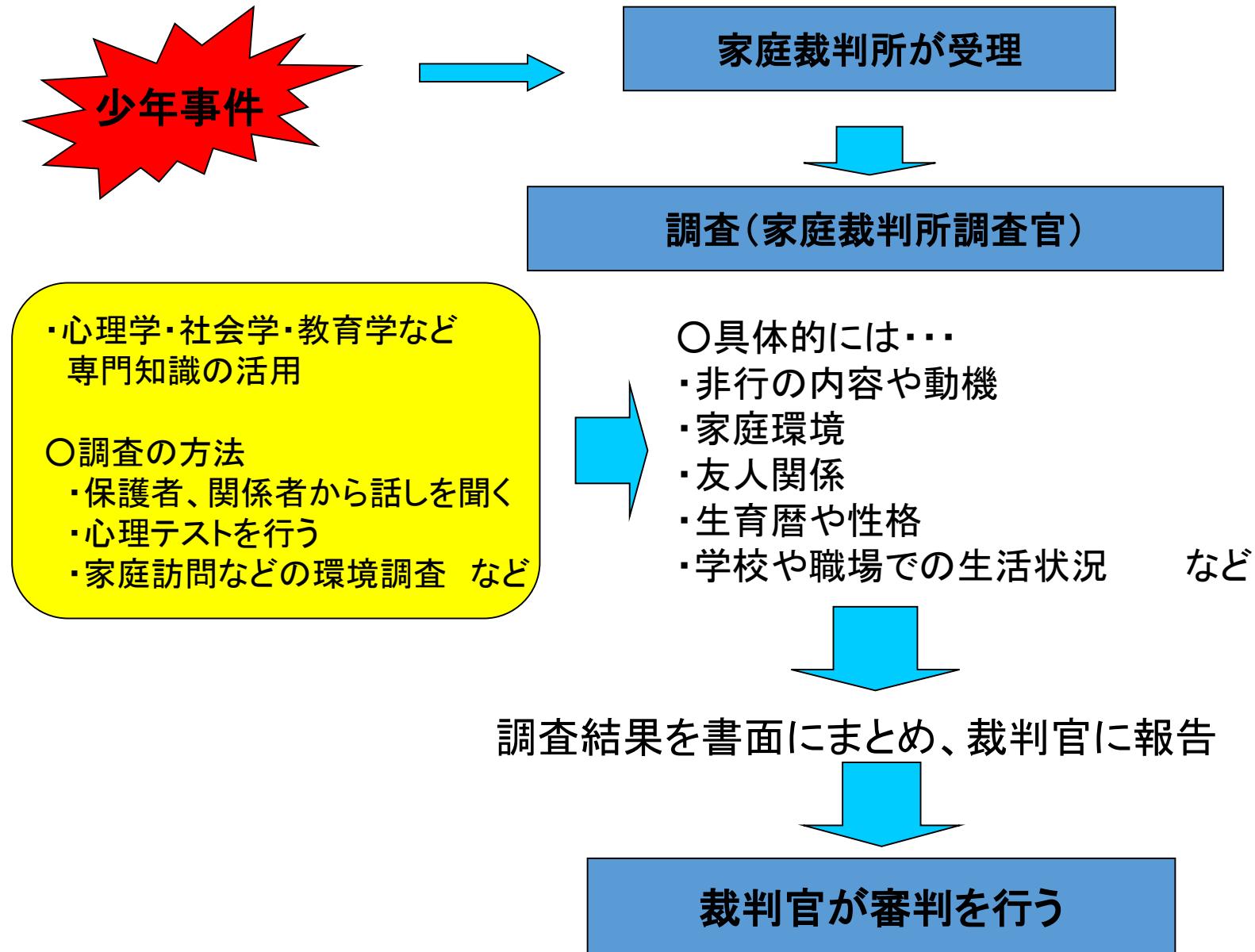
- ①犯罪少年
- ②触法少年
- ③ぐ犯少年

ただし、14歳未満の場合は児童相談所への処置が優先

○処置内容

- ①少年鑑別所送致
- ②試験観察
- ③審判不開始
- ④不処分
- ⑤児童相談所送致
- ⑥検察官送致
- ⑦保護処分

2) 調査・審判の流れ



3) 処分の種類

「保護観察」…保護監察官や保護司が少年に対して指導監督や保護援護を行う

「保護処分」…一定期間施設に収容し、少年が健全なものの考え方や規則正しい生活習慣を身につけることができるように指導を行う(少年院送致など)

「不処分」…保護処分にする必要まではないとして、裁判官が訓戒などの指導を与える

「審判不開始」…審判を開いて裁判官の指導を行う必要がないと判断される場合

「検察官送致」…一定の事件で、少年が14歳以上であり、その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容などから刑事裁判によって処罰されるのが適当と判断される場合

「試験観察」…家庭裁判所の調査官が、少年を家庭や適当な施設や個人に預けるなどしながら、その行動を観察し、適当な助言、指導を行いつつ、少年の処分を見極めようとするもの

4. 少年鑑別所

- ・法務省管轄の機関
- ・非行少年を観護措置の一つとして収容(最長4週間)
- ・少年の資質の分析、鑑別を行う

5. 児童相談所

- ・14歳未満の触法少年、18歳未満のぐ犯少年を処遇する
- ・14～18歳のぐ犯少年は家庭裁判所、児童相談所のどちらでも処遇が可能

2節 不登校

1. 不登校の子どもたち

不登校

表面的には理由らしいものが見当たらないのに、自宅にこもり、学校に行かなくなってしまう

○きっかけ

- ・親子関係の問題
- ・友人関係の問題
- ・本人の問題
- ・学業不振
- ・生活環境の変化 など多様化している

2. フリースクール、チャータースクール

- ・不登校の子どもたちの「居場所」として存在
- ・公的支援は一切ない

アメリカでは

フリースクールの発展型のチャータースクール

全米で1700校存在

公的支援も充実

3. 不登校の7つのタイプ

- ①分離不安型
- ②良い子息切れ型
- ③甘え依存型
- ④無気力型
- ⑤学校生活に起因する型
- ⑥神経症をともなう型
- ⑦発達、学力遅滞等をともなう型

4. 不登校の4つの時期

時期	逃避期 (落ち込んでゆく)	苦悶 (動けなくなる)	休息期 (力を蓄える)	回復期 (動き始める)
子どもの状態	<p>登校状態</p> <p>不登校状態</p> <ul style="list-style-type: none"> ・元気がなくなり、身体の不調を訴える ・早退、欠席が目立ち、登校を渋る 	<p>苦悶 (動けなくなる)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活が乱れ、拒否的、攻撃的な態度をとる ・閉じこもったり、無気力状態になる 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣が改善され、家族との関係も良くなる ・外出ができるようになるなど、行動の変化が見られる 	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が明るくなり、積極的に外出するようになる ・学校、友達の話ができるようになり、登校意欲を見せる
子どもの内面	<ul style="list-style-type: none"> ・不安感が増大する ・自分でもどうして登校ができないのかわからず悩んでいる 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安感や葛藤がいっぱいいらっしゃっている ・挫折感、無力感、罪悪感に襲われている 	<ul style="list-style-type: none"> ・不安感が少なくなっている ・友達はどうしているだろうかと気にするようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行ってみようかなと思うようになる ・登校したらみんなはなんと言うだろうかと考える

3節 いじめ

いじめとは…

- ・自分より弱い者に対して一方的に
- ・身体的、心理的な攻撃を継続的に加え
- ・相手が深刻な苦痛を感じるもの

いじめの発生学校数・発生件数(平成11年度)

区分	公立学校総数 (校)	発生学校 数(校)	発生率 (%)	発生件数 (件)	1校あたり発生 件数(件)
小学校	23,944	3,366	14.1	9,462	0.4
中学校	10,473	4,497	42.9	19,383	1.9
高等学校	4,148	1,133	27.3	2,391	0.6
盲・ろう・養護 学校	928	59	6.4	123	0.1
合計	39,493	9,055	22.9	31,359	0.8

いじめ原因・動機(構成比%)

区分		12年	13年	増減 ポイント
は ら い せ	いい子ぶる・なまいき	22.9	22.9	0.0
	よく嘘をつく	8.4	9.7	1.3
	仲間から離れようとする	7.8	14.2	6.4
	その他	8.0	15.3	7.3
か面 ら白 か半 い分	力が弱い・無抵抗	35.8	20.8	▲15
	態度動作が鈍い	4.0	6.6	2.6
	肉体的欠陥がある	0.0	3.5	3.5
	非行や規則違反等を知って	2.7	3.5	0.8
	すぐに泣く	1.3	0.0	▲1.3
	その他	1.8	3.5	1.7
その他(交わろうとしない等)		15.8	11.5	▲4.3

2. いじめと遊びの違い

1) いじめの定義

- ①弱い立場の者に対して行う
- ②肉体的、精神的苦痛を与える
- ③一方的、継続的に行う

2) 遊びの定義

- ①個人の自由意志で参加、不参加が図られる
- ②役割の交替や選択ができる
- ③不快な気分にならない

○いじめの現場にある4つのグループ

- ①被害者
- ②加害者
- ③野次馬の観衆
- ④傍観者

学習のまとめ

- ・非行の動向、背景、処遇について整理する
- ・不登校、いじめについて現状を整理する

8章 子ども福祉をめぐる諸外国の動向

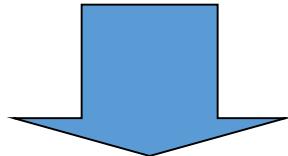
学習のねらい

子ども福祉をめぐる諸外国の動向について、韓国、フィンランド、カナダ、オーストラリアなどの現状と課題を理解する

1節 韓国

1. 韓国社会の今

- ・急速な産業化
- ・労働人口の都市集中
- ・家族計画政策による少子化
- ・女性の社会進出による核家族化
- ・住宅構造のアパート化

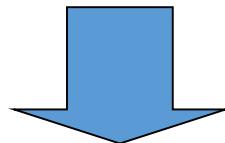


- 伝統的家族共同体構造(儒教精神)の機能、役割の減少
- 家族の価値観の変化

さらに

1997年 経済危機による

- ・企業倒産による失業者の増大
- ・ウォンの下落による物価上昇



社会的環境の大きな変化

- ・貧困層の増大
- ・離婚の増加
- ・保護を必要とする子どもの急増 など

2. 住宅施設の現状

児童福祉法による住宅施設(6種類)

1997年時点

・嬰児施設	21カ所(7.7%)
・育児施設(日本の養護施設に相当)	221カ所(77.9%)
・児童一時保護施設	10カ所(3.7%)
・児童職業補導施設	6カ所(2.2%)
・教護施設	6カ所(2.2%)
・自立支援施設	10カ所(3.7%)

3. 保育施設の現状

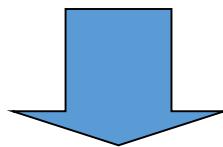
嬰幼児保育法の制定(1991年)

○保育施設の分類 総数1万8334カ所

1999年6月現在

公共施設	・国公立保育施設	6.9%
	・法人保育施設	10.8%

民間施設	・団体保育施設	1.5%
	・民間保育施設	43%
	・職場保育施設	1.1%
	・家庭保育施設	36.9%



保育事業の大半を民間施設に依存

4. これからの課題

子どもに対する社会的養護

{ 住居施設 → 特定の子どもへのサービス
保育所 → 普遍的サービス



大きな変化が求められている

○住居施設

- ・地域のニーズに対応できる新たな児童福祉施設としての環境作りの必要性

○保育所

- ・都市部、農村部との格差の解消
- ・保育費用の制限的自由化の導入による競争原理の導入

2節 フィンランド

1. 高福祉国家フィンランド

- ・人口約500万人
- ・EU加盟国の中で最も貧富の差が少ない

○高福祉＝高税率

例) 工場労働者の夫、専業主婦、子ども2人
所得税率30%、大学卒で45%

※日本は約10%

しかし、

その分、市民生活に還元

例) 小学校～大学まで学費無料
ベビーカーをともなって公共交通機関の利用の場合も無料

2. 保育施設と子育て支援策

- ・市町村運営の公立保育園が中心
- ・**自宅保育**(1996年制定)
親が自分で保育者を確保し、市町村が手当を支給

○育児休業制度

- ・母親休暇(出産休暇)
- ・父親休暇、両親休暇(育児休暇)
- ・3年間の育児休暇が法律で認められている 育児休暇中の解雇の禁止
- ・休業期間中の給料の80%が国の手当として支給
- ・10歳までの子どもが病気になった場合、3日以内の看護休暇が取得できる

3. 子ども保護への姿勢

国の姿勢

- ・施設入所などの期間はなるべく短くしていこうという方針
- ・ケアが必要な場合でも常に家族とともに過ごすのが一般的

対象となる子どもに対して

専門職員が自宅訪問、家族セラピーなどを行う(在宅での保護が基本)

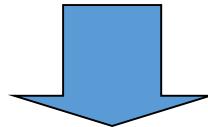
○家族から離れたケアの必要な場合

- ・養育家族に子どもをおくる
- ・里親制度の利用
- ・施設へ送るのはかなり厳しい処置である

3節 カナダ

1. 移民の国の子育て思想

移民の国のために、お互いに協力しながら生活



ボランティアが社会を支える

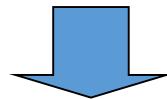
- 高い人権意識
子どもに対しても同様

子ども=社会全体で育てていこうという姿勢

2. イン・ケアと子ども家庭福祉サービス

カナダ → 養護施設は少ない

イン・ケア → 虐待などを受けた子ども



里親やグループホームで養育

○オンタリオ州

1984年「子ども家庭サービス法」

- ・子ども家庭サービス、アドボカシー事務所が権利擁護のために活動
- ・子ども達が直接連絡し、相談することが可能

3. 産休と育児休業

- ・妊娠者は出産前11週と出産後6週間の育児休暇が認められている
- ・子ども出産後、夫、妻双方に連続12週間の育児休暇が認められる
養子の場合も同様である

4. ファミリー・リソースとは

ファミリー・リソース

家族にとっての資源、家族が生活していくうえで必要なもの

○オンタリオ州
リソースセンター 1970年代開設

中心的役割

「ドロップ・イン(drop in)」

親子がいつ来ても帰っても良い、安心して過ごせる「居場所」としての機能

5. 財政問題



- ・公的サービスの縮小リソースセンターでも予算カット
- ・子どもセンターや保育所の閉鎖など

○全子ども人口の15.5%が貧困下にある

そのため

{ ひとり親の家族の子ども → 1人につき毎月8200円の児童手当
子育て減税などの実施 }

4節 オーストラリア

1. 若い国オーストラリア

- ・6つの州と2つの準州により構成
- ・州ごとにより法律、政策、実践の方法が異なる
→子どもの保護や社会的養護も同様

○合計特殊出生率

1.74人(1998年)

日本は1.38人(1998年)

○子ども人口の

16% 母子家庭

8% 再婚家庭

2% 父子家庭

2. 子どもの保護制度の現状

1993年 子ども法が改正

子どもにかかる専門職の一部に通告義務(罰金あり)

通告された虐待などの件数

10万件(1998年)

実際に虐待の立証されたもの

2万1582人

0歳～16歳までの人口の1000人に対し4.6人に上る

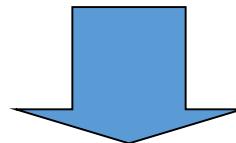
○支援の基本は

親による養育の継続

どうしてもだめな場合のみ、保護令を裁判所に請求

3. 在宅支援サービスと社会養護の動向

多くの児童養護施設は閉鎖(施設ケア)



家庭での子育てを支援する地域サービス機関(地域ケア)

○保護された委託児

- ・里親 53%
- ・子どもの親族 34%
- ・施設入所 8%

○社会的保護の期間

- ・1年未満 43%
- ・1~2年未満 16%
- ・2~5年 21%
- ・5年以上 21%

4. 子ども保護の将来

オーストラリア

- ・子どもの保護に行政介入
- ・通告義務の導入

20年

10年未満



まだまだ変化している段階

○「ファミリー・ファースト」(families first)

- ・家族を第一に考え、親子が離ればなれになることをなるべく回避する
- ・短期集中的にサービスを提供する

学習のまとめ

- ・韓国の現状と課題について整理する
- ・フィンランドの子育て支援策と子ども保護への姿勢を整理する
- ・カナダの子育て思想、サービス、財政問題を整理する
- ・オーストラリアの子ども保護制度の現状とサービスについて理解する

9章 子ども家庭相談援助活動の実際

学習のねらい

子ども福祉援助活動について、その方法と留意点を理解し、事例を通して援助活動の実際を理解する

1 節 相談援助活動

I 子どもへの相談援助の方法

援助方法

- ・ケースワーク(個別援助技術)
- ・グループワーク(集団援助技術)
- ・ファミリーケースワーク
- ・カウンセリング
- ・心理療法 など

1. 繼続指導

利用者が自らの問題を解決できるように、様々な種類の心理的、社会的援助活動を継続的に実施すること

{ 社会的環境への働きかけ → ソーシャルワーク
 心理的な技術 → カウンセリング、心理療法

2. 助言指導

行動や意識等の改善を目的として、集団または個人単位で助言等を行うこと

継続的・1回限り
個人・集団を対象
言語・書類 } さまざまな組み合わせがある

3. 訓練

具体的な課題を設け、新たな態度や技能等を習得させること

II 相談援助を実施するうえでの留意点

基本原理

ケースワーク

F. P. バイステイック 「7つのケースワークの原則」

児童相談所運営指針の参考資料 「ケースワークの基本原理」

カウンセリング

C. R. ロジャーズ 「3つの基本態度」

心理療法

W. M. アクステイン 「8つの原理」

○基本的留意点

1. 受容
2. 個別性
3. 相互的信頼関係
4. 自己決定、自立への支援
5. 総合的アプローチ
 - 1) かかわる側の総合性
 - 2) 環境全体への総合的にかかわること
6. 内的世界の尊重
7. 秘密保持
8. 自己覚知
9. スーパービジョンの必要性

学習のまとめ

- ・相談援助の方法と留意点を整理する
- ・事例を通して、相談援助活動の経過を整理する